

I F R Sに基づく連結財務諸表の開示例

2 0 1 6年3月31日

金 融 庁

目次

	ページ
I. はじめに	
1. 本開示例利用にあたっての留意事項	1
2. 本開示例について	2
3. IFRSの開示規定を適用する際の留意事項（IAS第1号の改訂概要）	4
4. 本開示例で取り扱っているIFRSの一覧	5
5. IFRSの各基準と本開示例での取り扱い箇所の関係（索引）	6
II. 連結財務諸表本表	
1. 連結財政状態計算書	10
2. 連結損益計算書	13
3. 連結包括利益計算書	15
4. 連結持分変動計算書	17
5. 連結キャッシュ・フロー計算書	20
III. 連結財務諸表注記	
1. 報告企業	23
2. 作成の基礎	24
3. 重要な会計方針	25
4. 重要な会計上の見積り及び判断	29
5. 未適用の新基準	30
6. 事業セグメント	31
7. 企業結合	36
8. 現金及び現金同等物	40
9. 営業債権及びその他の債権	41
10. 棚卸資産	42
11. その他の金融資産	43
12. 売却目的で保有する資産	46
13. 有形固定資産	48
14. のれん及び無形資産	53
15. 投資不動産	59
16. 子会社、関連会社等への関与	62
17. 法人所得税	66
18. 営業債務及びその他の債務	71
19. 社債及び借入金	72
20. その他の金融負債	73

21.	引当金	75
22.	従業員給付	76
23.	資本及びその他の資本項目	81
24.	配当金	83
25.	売上収益	84
26.	販売費及び一般管理費	85
27.	その他の収益及びその他の費用	86
28.	金融収益及び金融費用	87
29.	その他の包括利益	89
30.	1株当たり利益	90
31.	非資金取引	92
32.	株式報酬	93
33.	金融商品	95
34.	オペレーティング・リース	113
35.	関連当事者	114
36.	コミットメント	116
37.	偶発事象	117
38.	後発事象	118
	(参考) IFRS 任意適用における初度適用	120

IV. 参考資料

1.	早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第9号「金融商品」)	131
2.	早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」)	135

I. はじめに

1. 本開示例利用にあたっての留意事項

- 本開示例は、IFRS に基づく連結財務諸表の作成にあたり、IFRS 任意適用企業や IFRS への移行を検討している企業の実務の参考となると考えられるものを示すものであり、今後、より適切な開示を検討していく際の出発点として、広く関係者に提供するものである。
- 本開示例はあくまでも例示であり、IFRS に基づく連結財務諸表の様式及び内容を拘束するものではない。
- 本開示例は、我が国の IFRS 任意適用企業の実際の開示を踏まえ、一般的に我が国の事業会社に関連性の高いと考えられる事項を例示しているが、個々の企業の事業内容や重要性等によっては、必須の開示を求めるものではなく、また、IFRS に基づき開示すべき事項を必ずしも全て網羅するものではない。
なお、本開示例では、表形式による記載例を示すこととしており、文章形式による記載例については、定型文言化することを避ける観点から示していない。
- 本開示例において IFRS の規定を引用している場合、関係する規定の全てを引用しているものではない。また、必ずしも逐語的に引用しているものではない。
- したがって、実際の開示に際しては、IFRS を参照のうえ、財務諸表利用者の適切な判断に資するよう、個々の企業の実態に応じた適切な開示を検討することが望まれる。

1. はじめに

2. 本開示例について

(1) 本開示例作成の経緯及び目的

- 2009年6月に企業会計審議会から、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された。この中間報告を踏まえ2009年12月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係内閣府令が改正され、2010年3月期から、指定国際会計基準（IFRS）に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法に規定する連結財務諸表として提出することが認められた。
- その際、金融庁では、IFRSに基づく連結財務諸表を初めて作成する場合における実務の参考として、2009年12月に「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を公表した。
- その後、企業会計審議会は、2012年7月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」、2013年6月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表しており、その中で、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であるとの考え方が示されるに至った。また、2014年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」においては、閣議決定レベルでは初めて「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記された。
- さらに、2015年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」においては、「引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進に努める」とされた上で、「IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRSの任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS適用企業の実際の開示例や最近のIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う」こととされた。
- 本開示例は、当該閣議決定に基づき、2009年12月に公表した「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」の充実・改訂を行うものである。
- なお、本開示例の作成は、公益財団法人財務会計基準機構の協力を得て行った。

(2) 本開示例の特徴

【IFRSの改訂を反映】

- 本開示例は、原則として、2016年3月期において強制適用されるIFRSに基づいて作成している。
(※) なお、この前提をIFRSの金融商品会計基準に当てはめると、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」が強制適用されている基準となる。しかしながら、我が国のIFRS任意適用企業においては、IFRS第9号「金融商品」（2010年又は2013年）を早期適用している例が本開示例公表時点において多く見られる（IFRS第9号（2013年）はIFRS第9号（2010年）に主にヘッジ会計を追加したものである）。また、IAS第39号は、ヘッジ会計を除き、2018年1月1日以後開始する事業年度から廃止されることとなる。以上を踏まえ、本開示例では、金融商品会計基準については、IFRS第9号（2013年）のすべての規定を早期適用することを前提として作成している。

【IFRS任意適用企業の実際の開示を反映】

- 本開示例は、2015年12月末までに、IFRSに基づく連結財務諸表を有価証券報告書において公表した63社の実際の開示を参考として作成している。

I. はじめに

(3) 本開示例の構成

① 連結財務諸表本表及び連結財務諸表注記

- IAS 第1号によれば、完全な1組の財務諸表は次の計算書で構成されるとされている(10項)。
 - (a) 財政状態計算書
 - (b) 純損益及びその他の包括利益計算書
 - (c) 持分変動計算書
 - (d) キャッシュ・フロー計算書
 - (e) 注記
 - (ea) 前期に関する比較情報
- また、IAS 第1号では、注記を次の順序で記載する例が挙げられている(114項)。
 - (a) IFRSに準拠している旨の記述
 - (b) 適用している重要な会計方針の要約
 - (c) 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に表示した項目についての裏付けとなる情報(各計算書及び各表示項目が表示されている順序で)
 - (d) その他の開示事項
 - (i) 偶発負債及び未認識の契約上のコミットメント
 - (ii) 非財務開示事項
- 本開示例は、上記規定に従って、連結財務諸表本表及び連結財務諸表注記の開示例を記載している。なお、「純損益及びその他の包括利益計算書」については、本開示例では「損益計算書」及び「包括利益計算書」の2つの計算書として作成(2計算書方式)し、開示規定等も2計算書方式を前提とした記載としている。
- また、本開示例は、IFRSに基づく継続的な開示を行っている企業を前提として、2016年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表の開示例を記載している。なお、IFRSを最初に適用する際の開示例については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記一(参考) IFRS任意適用における初度適用」に記載している。

② その他

- IAS 第1号によれば、各計算書及び注記を明瞭に特定しなければならないことに加え、以下の情報を目立つように表示し、表示する情報を理解可能なものとするために必要な情報は反復されなければならないとされており(51項)、これらの情報は、財務諸表のページ、計算書、注記、頭書き等ごとに適切な表題を記載することにより満たすとされている(52項)。
 - (a) 報告企業の名称又は他の識別手段、及び直前の報告期間の期末日からの当該情報の変更
 - (b) 財務諸表が個別企業の財務諸表なのか企業集団の財務諸表なのか
 - (c) 報告期間の期末日又は一組の財務諸表もしくは注記の対象期間
 - (d) 表示通貨
 - (e) 財務諸表中の金額の表示に使用している表示単位
- 上記規定を踏まえ、本開示例では、以下の記載を行っている。
 - ✓ 各ページの右上に企業名(〇〇株式会社)を付している。
 - ✓ 財務諸表本表及び表形式の注記の右上に表示通貨・表示単位(百万円)を付している。
 - ✓ 財務諸表本表の名称に「連結」を付け、財務諸表本表及び表形式の注記の頭に連結会計年度末日(又は連結会計年度)を示している。

I. はじめに

3. IFRS の開示規定を適用する際の留意事項（IAS 第 1 号の改訂概要）

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、企業の過年度財務諸表と他企業の財務諸表の双方との比較可能性を確保するために、一般目的財務諸表の表示の基礎を定めているものであり、財務諸表の表示についての全般的な規定、その構成に関する指針、及びその内容についての最小限の規定を示しているものである。
- IAS 第 1 号は 2014 年 12 月に改訂されているが、改訂後 IAS 第 1 号は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から強制適用されることから、本開示例は改訂前の IAS 第 1 号に基づき作成している。
- しかしながら、IAS 第 1 号の改訂は、改訂前 IAS 第 1 号における表示及び開示に関する規定の一部に関して示された懸念に対処し、企業がそれらの開示規定を適用する際に判断を使用できることを確保したものとされていること、また、早期適用も可能とされている（改訂後 139P 項）ことから、以下において、改訂後 IAS 第 1 号における明確化に関する規定を示している。

【情報の集約】

- 全ての関連性のある事実及び状況を考慮に入れて、注記を含む財務諸表に含まれる情報をどのように集約するかを決定しなければならない（改訂後 30A 項）。
- 重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり、性質又は機能が異なる重要性のある項目を集約することにより、財務諸表の利用可能性を低下させてはならない（改訂後 30A 項）。

【情報の重要性】

- IFRS が注記を含めて財務諸表に記載することを求めている情報を定めているとしても、具体的な開示がもたらす情報に重要性がない場合には、当該開示を提供する必要がない。これは、IFRS が具体的な項目のリストを記載している場合や、最低限の項目として記述している場合であっても、同じである。また、IFRS における具体的な規定に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうか検討しなければならない（改訂後 31 項）。

【注記の体系】

- 実務上可能な限り、注記を体系的な方法により記載しなければならないが、体系的な方法を決定する際に、財務諸表の理解可能性及び比較可能性への影響を考慮しなければならない（改訂後 113 項）。
- 体系的な順序又はグルーピングの例には、次のようなものがある（改訂後 114 項）。
 - (a) 企業の活動のうち企業が自らの財務業績及び財政状態の理解に最も関連性があると考えている領域を目立たせる方法（特定の営業活動に関する情報を一緒にグループ分けするなど）
 - (b) 同様に測定する項目（公正価値で測定する資産など）に関する情報を一緒にグループ分けする方法
 - (c) 財務諸表本表における表示項目の順序に従う方法

I. はじめに

4. 本開示例で取り扱っている IFRS の一覧

	表題
IFRS 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用
IFRS 第 2 号	株式に基づく報酬
IFRS 第 3 号	企業結合
IFRS 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業
IFRS 第 7 号	金融商品：開示
IFRS 第 8 号	事業セグメント
IFRS 第 9 号	金融商品
IFRS 第 12 号	他の企業への関与の開示
IFRS 第 13 号	公正価値測定
IFRS 第 15 号	顧客との契約から生じる収益
IAS 第 1 号	財務諸表の表示
IAS 第 2 号	棚卸資産
IAS 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書
IAS 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬
IAS 第 10 号	後発事象
IAS 第 11 号	工事契約
IAS 第 12 号	法人所得税
IAS 第 16 号	有形固定資産
IAS 第 17 号	リース
IAS 第 18 号	収益
IAS 第 19 号	従業員給付
IAS 第 24 号	関連当事者についての開示
IAS 第 32 号	金融商品：表示
IAS 第 33 号	1 株当たり利益
IAS 第 36 号	資産の減損
IAS 第 37 号	引当金、偶発負債及び偶発資産
IAS 第 38 号	無形資産
IAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定
IAS 第 40 号	投資不動産

(注) 本開示例では、各目次項目の初出時には IFRS 第 x 号「xxx (表題)」、IAS 第 x 号「xx (表題)」と記載し、以後は IFRS 第 x 号、IAS 第 x 号とのみ記載している。

I. はじめに

5. IFRS の各基準と本開示例での取り扱い箇所の関係（索引）

	表題	本開示例での取り扱い
IFRS 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用	Ⅲ. 連結財務諸表注記 (参考) IFRS 任意適用における初度適用
IFRS 第 2 号	株式に基づく報酬	Ⅲ. 連結財務諸表注記 32. 株式報酬
IFRS 第 3 号	企業結合	Ⅲ. 連結財務諸表注記 7. 企業結合 14. のれん及び無形資産 38. 後発事象
IFRS 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	Ⅲ. 連結財務諸表注記 12. 売却目的で保有する資産 13. 有形固定資産 14. のれん及び無形資産 15. 投資不動産 33. 金融商品 38. 後発事象
IFRS 第 7 号	金融商品：開示	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 9. 営業債権及びその他の債権 11. その他の金融資産 13. 有形固定資産 18. 営業債務及びその他の債務 19. 社債及び借入金 20. その他の金融負債 28. 金融収益及び金融費用 33. 金融商品 34. オペレーティング・リース Ⅳ. 参考資料 1. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 9 号「金融商品」)
IFRS 第 8 号	事業セグメント	Ⅲ. 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント 12. 売却目的で保有する資産 13. 有形固定資産 Ⅳ. 参考資料 2. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)

I. はじめに

	表題	本開示例での取り扱い
IFRS 第 9 号	金融商品	I. はじめに 2. 本開示例について III. 連結財務諸表注記 9. 営業債権及びその他の債権 11. その他の金融資産 18. 営業債務及びその他の債務 19. 社債及び借入金 20. その他の金融負債 33. 金融商品 IV. 参考資料 1. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 9 号「金融商品」)
IFRS 第 12 号	他の企業への関与 の開示	III. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 16. 子会社、関連会社等への関与 37. 偶発事象
IFRS 第 13 号	公正価値測定	III. 連結財務諸表注記 12. 売却目的で保有する資産 13. 有形固定資産 14. のれん及び無形資産 15. 投資不動産 33. 金融商品
IFRS 第 15 号	顧客との契約から 生じる収益	IV. 参考資料 2. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)
IAS 第 1 号	財務諸表の表示	I. はじめに 2. 本開示例について 3. IFRS の開示規定を適用する際の留意事項 II. 連結財務諸表本表 1. 連結財政状態計算書 2. 連結損益計算書 3. 連結包括利益計算書 4. 連結持分変動計算書 III. 連結財務諸表注記 1. 報告企業 2. 作成の基礎 3. 重要な会計方針 4. 重要な会計上の見積り及び判断 9. 営業債権及びその他の債権 10. 棚卸資産 18. 営業債務及びその他の債務 22. 従業員給付 23. 資本及びその他の資本項目 24. 配当金 26. 販売費及び一般管理費 27. その他の収益及びその他の費用 29. その他の包括利益

I. はじめに

	表題	本開示例での取り扱い
IAS 第 2 号	棚卸資産	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 10. 棚卸資産
IAS 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書	Ⅱ. 連結財務諸表本表 5. 連結キャッシュ・フロー計算書 Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 7. 企業結合 8. 現金及び現金同等物 31. 非資金取引
IAS 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	Ⅲ. 連結財務諸表注記 5. 未適用の新基準
IAS 第 10 号	後発事象	Ⅲ. 連結財務諸表注記 2. 作成の基礎 38. 後発事象
IAS 第 11 号	工事契約	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 Ⅳ. 参考資料 2. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)
IAS 第 12 号	法人所得税	Ⅲ. 連結財務諸表注記 17. 法人所得税 24. 配当金 37. 偶発事象 38. 後発事象
IAS 第 16 号	有形固定資産	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 13. 有形固定資産 36. コミットメント
IAS 第 17 号	リース	Ⅲ. 連結財務諸表注記 13. 有形固定資産 20. その他の金融負債 34. オペレーティング・リース
IAS 第 18 号	収益	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 25. 売上収益 28. 金融収益及び金融費用 Ⅳ. 参考資料 2. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)
IAS 第 19 号	従業員給付	Ⅲ. 連結財務諸表注記 22. 従業員給付
IAS 第 24 号	関連当事者についての開示	Ⅲ. 連結財務諸表注記 22. 従業員給付 35. 関連当事者

I. はじめに

	表題	本開示例での取り扱い
IAS 第 32 号	金融商品：表示	Ⅲ. 連結財務諸表注記 33. 金融商品
IAS 第 33 号	1 株当たり利益	Ⅱ. 連結財務諸表本表 2. 連結損益計算書 Ⅲ. 連結財務諸表注記 30. 1 株当たり利益 38. 後発事象
IAS 第 36 号	資産の減損	Ⅲ. 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント 13. 有形固定資産 14. のれん及び無形資産 (参考) IFRS 任意適用における初度適用
IAS 第 37 号	引当金、偶発負債 及び偶発資産	Ⅲ. 連結財務諸表注記 7. 企業結合 21. 引当金 37. 偶発事象 38. 後発事象
IAS 第 38 号	無形資産	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 14. のれん及び無形資産 36. コミットメント
IAS 第 39 号	金融商品：認識及 び測定	I. はじめに 2. 本開示例について Ⅳ. 参考資料 1. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 9 号「金融商品」)
IAS 第 40 号	投資不動産	Ⅲ. 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 15. 投資不動産 36. コミットメント

1. 連結財政状態計算書

【はじめに】

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、「財政状態計算書」という名称が規定されている(10項(a))。これは、2007年9月のIAS第1号の改訂に伴い、「貸借対照表」から変更されたものであるが、「財政状態計算書」以外の名称を使用することもできるとされている。
- 本開示例では、「財政状態計算書」の名称を使用している。

- IAS 第1号によれば、財政状態計算書には、次の金額を表す項目を掲記しなければならないとされている(54項)。
 - (a) 有形固定資産
 - (b) 投資不動産
 - (c) 無形資産
 - (d) 金融資産(次の(e)、(h)及び(i)に示す金額を除く)
 - (e) 持分法で会計処理されている投資
 - (f) 生物資産
 - (g) 棚卸資産
 - (h) 売掛金及びその他の債権
 - (i) 現金及び現金同等物
 - (j) 売却目的保有に分類される資産と、売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産との合計額
 - (k) 買掛金及びその他の未払金
 - (l) 引当金
 - (m) 金融負債(上記の(k)及び(l)に示す金額を除く)
 - (n) 当期税金に係る負債及び資産
 - (o) 繰延税金負債及び繰延税金資産
 - (p) 売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債
 - (q) 資本に表示される非支配持分
 - (r) 親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金
- また、IAS 第1号によれば、追加的な表示項目、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示しなければならないとされている(55項)。
- IAS 第1号によれば、原則として、流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、別々の区分として表示しなければならないとされている(60項)が、項目を表示する順序や様式は定められておらず、54項は、単に性質又は機能の違いが大きいことにより、財政状態計算書上で区分表示することが必要となる項目を列挙したものであるとされている(57項)。

(説明)

- 本開示例では、財政状態計算書の科目を表示する順序として、流動性配列法に基づく例を示している。
- 表示科目については、上記IAS第1号54項で掲げられている項目を基礎としつつ、実例を参考とした例を示している。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	注記	2015年3月31日	2016年3月31日
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8		
営業債権及びその他の債権	9		
棚卸資産	10		
その他の金融資産	11		
その他の流動資産			
(小計)			
売却目的で保有する資産	12		
流動資産合計			
非流動資産			
有形固定資産	13		
のれん	14		
無形資産	14		
投資不動産	15		
持分法で会計処理されている投資	16		
その他の金融資産	11		
繰延税金資産	17		
その他の非流動資産			
非流動資産合計			
資産合計			

(続く)

連結財政状態計算書（続き）

（単位：百万円）

	注記	2015年3月31日	2016年3月31日
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18		
社債及び借入金	19		
その他の金融負債	20		
未払法人所得税等			
引当金	21		
その他の流動負債			
（小計）			
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	12		
流動負債合計			
非流動負債			
社債及び借入金	19		
その他の金融負債	20		
退職給付に係る負債	22		
引当金	21		
繰延税金負債	17		
その他の非流動負債			
非流動負債合計			
負債合計			
資本			
資本金	23		
資本剰余金	23		
利益剰余金			
自己株式	23		
その他の資本の構成要素			
親会社の所有者に帰属する持分合計			
非支配持分			
資本合計			
負債及び資本合計			

2. 連結損益計算書

【はじめに】

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」によれば、完全な 1 組の財務諸表の一つとして、「純損益及びその他の包括利益計算書」が挙げられている（10 項(b)）が、純損益を独立の計算書に表示することもできるとされている（2 計算書方式）。この場合、独立の純損益計算書は、包括利益を表す計算書の直前に置かれることとされている（10A 項）。
- 本開示例では、10A 項で規定されている 2 計算書方式に基づく例を示し、「損益計算書」の名称を使用している。

- IAS 第 1 号によれば、次の事項を当期の純損益の配分として表示しなければならないとされている（81B 項）。
 - (a) 次に帰属する当期の純損益
 - (i) 非支配持分
 - (ii) 親会社の所有者
- IAS 第 1 号によれば、他の IFRS で要求している事項に加えて、損益計算書に当該期間に係る次の金額を表す科目を含めなければならないとされている（82 項）。
 - (a) 収益
 - (aa) 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得又は損失
 - (b) 財務費用
 - (c) 持分法で会計処理されている関連会社等の純損益に対する持分
 - (d) 税金費用
 - (ea) 非継続事業の合計に関する単一の金額
- また、IAS 第 1 号によれば、純損益に認識した費用の分析を費用の性質又は企業内における機能に基づく分類のうち、信頼性が高く目的適合性がより高い情報を提供する方法を用いて表示しなければならないとしており（99 項）、この分析を損益計算書に記載することが推奨されている（100 項）。
- IAS 第 33 号「1 株当たり利益」によれば、損益計算書に、基本的及び希薄化後 1 株当たり利益を、親会社の普通株主に帰属する継続事業からの純損益について、また、親会社の普通株主に帰属する純損益について表示しなければならないとされている（66 項）。

（説明）

- 本開示例では、実例を参考に、費用を機能別に分類して表示する例を示している。
- 表示科目については、上記 IAS 第 1 号 82 項で掲げられている項目を基礎としつつ、実例を参考とした例を示している。
- IAS 第 1 号では、営業利益を表示することは求められていないが、ここでは、実例を参考に、営業利益を小計項目として記載する例を示している。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	注記	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
売上収益	6, 25		
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費	26		
その他の収益	27		
その他の費用	27		
営業利益			
金融収益	28		
金融費用	28		
持分法による投資利益	16		
税引前利益			
法人所得税費用	17		
当期利益			
当期利益の帰属			
親会社の所有者			
非支配持分			
当期利益			
1株当たり親会社の普通株主に帰属する 当期利益	30		
基本的1株当たり利益(円)			
希薄化後1株当たり利益(円)			

3. 連結包括利益計算書

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、次の事項を当期のその他の包括利益の配分として表示しなければならないとされている（81B項）。
 - (b) 次に帰属する当期の包括利益
 - (i) 非支配持分
 - (ii) 親会社の所有者
- IAS 第1号によれば、包括利益計算書において、当期のその他の包括利益の金額に係る表示項目を表示しなければならないとされ、それらは性質別に分類され、次のものにグループ分けすることとされている（82A項）。
 - (a) その後に純損益に振り替えられることのないもの
 - (b) その後に特定の要件を満たしたときに純損益に振り替えられるもの
- また、IAS 第1号によれば、その他の包括利益の各項目（組替調整額を含む）に関連する法人所得税の金額を、包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて表示しなければならないとされている（90項）。
- その上で、その他の包括利益の項目を次のいずれかの方法で表示することができる（91項）。
 - (a) 関連する税効果考慮後の純額
 - (b) 税効果考慮前の金額とし、当該項目に関連する法人所得税の合計額を単一の金額で示す（(b)を選択する場合には、税金を、その後に純損益に振り替えられる可能性のある項目と、その後に純損益に振り替えられることのない項目とに配分しなければならない）。

（説明）

- 本開示例では、上記 IAS 第1号 82A項及び 91項(a)の規定に基づき、税効果考慮後のその他の包括利益を、「純損益に振り替えられることのない項目」と「純損益に振り替えられる可能性のある項目」に区分して表示する例を示している。
- 上記 IAS 第1号 90項の規定に基づく、その他の包括利益の各項目（組替調整額を含む）に関連する法人所得税の金額については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-29. その他の包括利益」に記載している。

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	注記	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
当期利益			
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	22, 29		
その他の包括利益を通じて測定するもの として指定した資本性金融商品の公正価値 の純変動額	29, 33		
持分法によるその他の包括利益	16, 29		
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の外貨換算差額	29		
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	29, 33		
持分法によるその他の包括利益	16, 29		
税引後その他の包括利益合計			
当期包括利益			
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者			
非支配持分			
当期包括利益			

4. 連結持分変動計算書

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、持分変動計算書には、次の情報を含めることとされている（106項）。
- (a) 当期の包括利益合計（親会社の所有者と非支配持分に帰属する合計額を区分して表示）
 - (d) 資本の各内訳項目について、期首と期末の帳簿価額の調整表（次による変動を区分して開示）
 - (i) 純損益
 - (ii) その他の包括利益
 - (iii) 所有者としての立場での所有者との取引（所有者による拠出と所有者への分配、及び支配の喪失とならない子会社に対する所有持分の変動を区分して示す）

（説明）

- IAS 第1号によれば、その他の包括利益の項目別の分析については、持分変動計算書又は注記のいずれかにおいて表示しなければならないとされているが（106A項）、本開示例では、持分変動計算書に「その他の資本の構成要素」の内訳を表示する例を示している。

連結持分変動計算書

(自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者持分										非支配持分	合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					合計		
						確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額	持分法によるその他の包括利益	在外営業活動体の外貨換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
2014 年 4 月 1 日残高													
当期利益													
その他の包括利益合計													
当期包括利益													
新株の発行	23												
自己株式の取得	23												
配当金	24												
株式報酬取引	32												
その他													
所有者による抛却及び所有者への配分合計													
非支配持分の取得													
子会社に対する所有持分の変動額合計													
所有者との取引額合計													
2015 年 3 月 31 日残高													

連結持分変動計算書

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者持分										非支配持分	合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の資本の構成要素					合計		
						確定給付 制度の再 測定	その他の包括利益 を通じて測定する ものとして指定し た資本性金融商品 の公正価値の純変 動額	持分法に よるその 他の包括 利益	在外営業 活動体の 外貨換算 差額	キャッシ ュ・フロー・ ヘッジの有 効部分			
2015 年 4 月 1 日残高													
当期利益													
その他の包括利益合計													
当期包括利益													
新株の発行	23												
自己株式の取得	23												
配当金	24												
株式報酬取引	32												
その他													
所有者による拠出及び 所有者への配分合計													
非支配持分の取得													
子会社に対する所有持分 の変動額合計													
所有者との取引額合計													
2016 年 3 月 31 日残高													

5. 連結キャッシュ・フロー計算書

- IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」によれば、期中のキャッシュ・フローを営業、投資及び財務の諸活動に区分して報告しなければならないとされている(10項)。
- また、IAS 第7号によれば、営業活動によるキャッシュ・フローを次のいずれかを用いて報告しなければならないとされている(18項)。
 - (a) 直接法
 - (b) 間接法

(説明)

- IAS 第7号によれば、直接法により報告することが推奨されている(19項)が、本開示例では、実例を参考に、間接法により表示する例を示している。
- IAS 第7号によれば、間接法により営業活動によるキャッシュ・フローを表示する場合、「純損益」から調整を行うこととされている(20項)。IAS 第7号の設例によれば、「税金控除前利益」から調整が行われているが、本開示例では、実例を参考に、税金控除後の純損益(当期利益)から調整を行う方法を記載している。

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	注記	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益			
減価償却費及び償却費			
減損損失（又は戻入れ）			
金融収益			
金融費用			
持分法による投資利益			
有形固定資産売却益			
法人所得税費用			
営業債権の増減			
棚卸資産の増減			
営業債務の増減			
引当金の増減			
退職給付に係る負債の増減			
その他			
(小計)			
利息の受取額			
配当金の受取額			
利息の支払額			
法人所得税の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			

(続く)

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

（単位：百万円）

	注記	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出			
有形固定資産の売却による収入			
無形資産の取得による支出			
貸付けによる支出			
貸付金の回収による収入			
投資有価証券の取得による支出			
投資有価証券の売却による収入			
子会社の取得による支出	7		
子会社の売却による収入			
その他			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額			
長期借入れによる収入			
長期借入金の返済による支出			
社債の発行による収入			
社債の償還による支出			
新株の発行による収入			
ストック・オプションの行使による収入			
非支配持分からの払込による収入			
非支配持分からの子会社持分取得による支出			
自己株式の取得による支出			
配当金の支払額	24		
非支配持分への配当金の支払額			
その他			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物の増加額			
現金及び現金同等物の期首残高			
現金及び現金同等物の為替変動による影響			
現金及び現金同等物の期末残高	8		

1. 報告企業

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、次の事項が財務諸表とともに公表される情報のどこにも開示されていない場合には、当該事項を開示しなければならないとされている（138項）。
- (a) 当該企業の本拠地及び法的形態、法人設立国並びに登記上の本社の住所（又は登記住所と異なる場合の主要な事業所の所在地）
 - (b) 当該企業の事業内容及び主要な活動に関する記述
 - (c) 親企業の名称及びグループの最終的な親会社の名称

2. 作成の基礎

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」によれば、財務諸表の作成の基礎に関する情報を開示することとされている（112 項(a)）。
- IAS 第 1 号によれば、IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述を注記において行わなければならないとされている。なお、財務諸表が IFRS のすべての規定に準拠していない限り、当該財務諸表が IFRS に準拠していると記載してはならないとされている（16 項）。
- IAS 第 1 号によれば、財務諸表を作成する際に使用した測定基礎を開示しなければならないとされている（117 項(a)）。この点について、IAS 第 1 号では、企業が財務諸表に使用した測定基礎（例えば、取得原価、現在原価、正味実現可能価額、公正価値又は回収可能価額）を利用者に知らせることは重要であるとされている（118 項）。
- IAS 第 1 号によれば、表示通貨についての情報を目立つように表示し、表示する情報を理解可能なものとするために必要な情報は反復されなければならないとされている（51 項(d)）。
- IAS 第 10 号「後発事象」によれば、財務諸表の発行の承認日及び誰がその承認を行ったかを開示しなければならないとされている（17 項）。

（説明）

- IAS 第 1 号及び他の IFRS では、開示すべき作成の基礎の具体的な項目は挙げられていない。ここでは、実例を参考に、「(1) IFRS に準拠している旨」から「(4) 連結財務諸表の承認」までの項目を以下に示している。

(1) IFRS に準拠している旨

(2) 測定の基礎

(3) 機能通貨及び表示通貨

(4) 連結財務諸表の承認

3. 重要な会計方針

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、注記として、使用した具体的な会計方針に関する情報を表示しなければならないとされている（112項(a)）。また、重要な会計方針の開示において、財務諸表の理解に関連性のある使用した会計方針を開示しなければならないとされている（117項(b)）。
- IAS 第1号によれば、重要な会計方針の開示にあたり、以下の事項を考慮することとされている。
 - ✓ ある特定の会計方針の開示が、取引、その他の事象及び状況が業績や財務状態の報告にどのように反映されているのかを利用者が理解するのに役立つかどうかを検討する（119項）。
 - ✓ 特定の会計方針がIFRSが認めている選択肢から選択される場合には、その開示は利用者に特に役立つ（119項）。
 - ✓ 当期及び過去の報告期間における金額に重要性がない場合であっても、ある会計方針が企業の営業活動の性質上重要となる可能性がある（121項）。

（説明）

- IAS 第1号では、開示すべき重要な会計方針の具体的な項目は挙げられていない。ここでは、他のIFRSにおいて特定の会計方針についての具体的な開示規定があるものだけでなく、具体的な開示規定がないものも含め、实例を参考に、「(1) 連結の基礎」から「(19) 1株当たり利益」までの項目を以下に示している。
- なお、他のIFRSにおいて特定の会計方針についての具体的な開示規定がある場合には、関連する項目の中で、その開示規定の概要を示している。

（1）連結の基礎

- IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」によれば、連結財務諸表の作成に使用する子会社の財務諸表の日付又は期間が、連結財務諸表と異なる場合、次の事項を開示しなければならないとされている（11項）。
 - (a) 当該子会社の財務諸表の報告期間の末日
 - (b) 異なる日付又は期間を使用している理由
- また、持分法の適用に際して用いる関連会社の財務諸表の日付又は期間が、企業の財務諸表と異なる場合には、次の事項を開示しなければならないとされている（22項(b)）。
 - (i) 当該関連会社の財務諸表の報告期間の末日
 - (ii) 異なる日付又は期間を使用している理由

（2）企業結合

（3）外貨換算

(4) 金融商品

- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」によれば、重要な会計方針の開示において、財務諸表の作成の際に用いられている測定基礎、及び財務諸表を理解するのに関連性のあるその他の会計方針を開示するものとされており（21 項）、次の例が挙げられている（B5 項）。
 - (c) 通常の方法による金融資産の売買が取引日に会計処理されるのか、決済日に会計処理されるのか。
 - (e) それぞれの区分の金融商品の正味利得又は正味損失をどのように算定するのか。例えば、純損益を通じて公正価値で測定される項目の正味利得又は正味損失には利息収益又は配当収益が含まれているかどうか、など。

(5) 現金及び現金同等物

- IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」によれば、現金及び現金同等物の内訳を決定する際に採用している方針を開示しなければならないとされている（46 項）。

(6) 棚卸資産

- IAS 第 2 号「棚卸資産」によれば、棚卸資産の測定にあたって採用した会計方針（原価算定方式を含む）を開示しなければならないとされている（36 項(a)）。
- IAS 第 2 号によれば、原価算定方式について次のように規定されている。
 - ✓ 通常は代替性がなく、特定のプロジェクトのために製造され区分されている財又はサービスである項目の棚卸資産の原価は、個々の原価の個別特定（特定の原価を特定の棚卸資産に帰属させることを意味する）を用いて割り振らなければならない（23 項）。
 - ✓ 棚卸資産の原価は、23 項に従って処理する場合を除き、先入先出法又は加重平均法の原価算定方式を用いて割り振らなければならない（25 項）。

(7) 売却目的で保有する資産

(8) 有形固定資産

- IAS 第 16 号「有形固定資産」によれば、有形固定資産の種類ごとに次の事項を開示しなければならないとされている（73 項）。「有形固定資産の種類」については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記－13. 有形固定資産（1）②」を参照のこと。
 - (a) 帳簿価額（減価償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の総額）を決定するために用いた測定基礎
 - (b) 採用した減価償却方法
 - (c) 採用した耐用年数又は減価償却率

【表 3-1】有形固定資産の耐用年数

(説明)

- 上記 IAS 第 16 号 73 項(c)の規定に基づき、「Ⅲ. 連結財務諸表注記－13. 有形固定資産【表 13-1】」における種類ごとに、採用している耐用年数を表形式により開示する例を以下に示している。

有形固定資産の種類	
建物及び構築物	年 ～ 年
機械装置	年 ～ 年
器具及び備品	年 ～ 年

(9) のれん及び無形資産

- IAS 第 38 号「無形資産」によれば、無形資産の種類ごとに、自己創設無形資産とその他の無形資産とを区別して、次の事項を開示しなければならないとされている（118 項）。「無形資産の種類」については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-14. のれん及び無形資産（1）③」を参照のこと。
- (a) 耐用年数が確定できないのか確定できるのか、また、確定できる場合には、採用している耐用年数又は償却率
- (b) 耐用年数を確定できる無形資産について採用した償却方法

【表 3-2】無形資産の耐用年数

(説明)

- 上記 IAS 第 38 号 118 項(a)の規定に基づき、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-14. のれん及び無形資産【表 14】」における種類ごとに、採用している耐用年数を表形式により開示する例を以下に示している。

無形資産の種類	
特許権	年 ～ 年
顧客との関係	年 ～ 年
ソフトウェア	年 ～ 年

(10) リース

(11) 投資不動産

- IAS 第 40 号「投資不動産」によれば、投資不動産について、公正価値モデルを適用しているのか原価モデルを適用しているのかを開示しなければならないとされている（75 項(a)）。
- IAS 第 40 号によれば、投資不動産について原価モデルを採用している場合、次の事項を開示しなければならないとされている（79 項）。
- (a) 使用している減価償却方法
- (b) 使用している耐用年数又は減価償却率

(12) 非金融資産の減損

(13) 従業員給付

(14) 株式報酬

(15) 引当金

(16) 資本

(17) 収益

- IAS 第 18 号「収益」によれば、収益の認識に対して採用された会計方針（サービスの提供において取引の進捗度を決定するために採用された方法を含む）を開示しなければならないとされている（35 項(a)）。
- IAS 第 11 号「工事契約」によれば、その会計期間に認識した工事契約収益を算定するために用いた方法、及び、進行中の工事契約の進捗度を決定するために用いられた方法を開示しなければならないとされている（39 項(b)及び(c)）。

(18) 法人所得税

(19) 1 株当たり利益

4. 重要な会計上の見積り及び判断

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、重要な会計方針又は注記において、見積りを伴う判断（125項参照）とは別に、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表において計上されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示しなければならないとされている（122項）。
- また、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならないとされている（125項）。
- IAS 第1号によれば、125項の開示を、経営者が将来について及び見積りの不確実性の発生要因について行う判断を財務諸表利用者が理解するのに役立つ方法で表示することとされている。提供される情報の内容と範囲は、仮定の内容及びその他の状況に応じて変わってくる。企業が行う開示のタイプの例として、次のようなものが挙げられている（129項）。
 - (a) 仮定又はその他の見積りの不確実性の内容
 - (b) 計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する帳簿価額の感応度（その感応度の理由を含む）
 - (c) 不確実性についての予想される解決、及び翌事業年度中に合理的に生じる可能性のある結果の範囲（影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関して）
 - (d) 当該資産及び負債に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）
 なお、上記 125 項の開示を行う際に予算情報や予測を開示することは要求されていない（130項）。
- IAS 第1号によれば、報告期間の末日時点における仮定又は他の見積りの不確実性の発生要因が与える可能性のある影響の範囲を開示することが実務上不可能な場合には、既存の知識に基づいて、翌事業年度中に仮定と異なる結果が生じることにより、影響を受ける資産又は負債の帳簿価額に重要性のある修正が必要となることが合理的に生じ得る旨を開示することとされている（131項）。

（説明）

- IAS 第1号及び他の IFRS では、開示すべき重要な会計上の見積り及び判断の具体的な項目は挙げられていない。ここでは、実例を参考に、「(1) 他の企業に対する支配又は重要な影響力の有無」から「(7) 金融商品の評価」までの項目を以下に示している。

- (1) 他の企業に対する支配又は重要な影響力の有無
- (2) 収益の認識
- (3) 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損
- (4) 繰延税金資産の回収可能性
- (5) 確定給付制度債務の再測定
- (6) 引当金及び偶発事象
- (7) 金融商品の評価

5. 未適用の新基準

- IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」によれば、公表はされているが未発効の新しい IFRS を適用していない場合には、次の事項を開示しなければならないとされている（30 項）。
 - (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積り可能な情報
- さらに、上記規定に準拠するにあたり、次の事項を開示することを検討するとされている（31 項）。
 - (a) 新しい IFRS の名称
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の内容
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントに関する全般的情報

- IFRS 第 8 号「事業セグメント」によれば、次の全般的情報を開示しなければならないとされている (22 項)。
 - (a) 企業の組織化の基礎を含め、報告セグメントを識別するために使用した要素
 - (aa) 集約規準を適用する際に経営者が行った判断（これには、この方法で集約した事業セグメントの簡潔な記述と、集約した事業セグメントが類似した経済的特徴を共有していると判断した際に検討した経済的指標が含まれる）
 - (b) 各報告セグメントが収益を得る源泉となる製品及びサービスの類型

(2) 純損益、資産及び負債に関するセグメント情報

① 純損益に関する情報

- IFRS 第 8 号によれば、各報告セグメントについて純損益の測定値を報告しなければならないとされている (23 項)。
- 最高経営意思決定者が検討するセグメント純損益の測定値に下記の金額が含まれている場合、又はセグメント純損益の測定値に含まれていなくても別の方法で最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合には、企業は各報告セグメントに関して下記の金額を開示しなければならないとされている (23 項)。
 - (a) 外部顧客からの収益
 - (b) 同一企業内の他の事業セグメントとの取引による収益
 - (c) 金利収益
 - (d) 金利費用
 - (e) 減価償却費及び償却費
 - (f) 重要性のある収益及び費用の項目
 - (g) 持分法で会計処理する関連会社の純損益に対する企業の持分
 - (h) 法人所得税費用又は収益
 - (i) 減価償却費及び償却費以外の重要性のある非資金項目

② 資産及び負債に関する情報

- IFRS 第 8 号によれば、各報告セグメントについて資産合計及び負債合計の金額が定期的に最高経営意思決定者に提供されている場合は、それらの測定値を報告しなければならないとされている (23 項)。
- 最高経営意思決定者が検討するセグメント資産の測定値に下記の金額が含まれている場合、又はセグメント資産に含まれていなくても別の方法で定期的に最高経営意思決定者に提供されている場合には、各報告セグメントに関して下記の金額を開示しなければならないとされている (24 項)。
 - (a) 持分法で会計処理する関連会社に対する投資額
 - (b) 非流動資産への追加額（金融商品、繰延税金資産、確定給付資産の純額及び保険契約から生じる権利を除く）

③ 測定基礎に関する情報

- IFRS 第 8 号によれば、各報告セグメントのセグメント純損益、セグメント資産及びセグメント負債の測定値について、次の開示を行わなければならないとされている (27 項)。
- (a) 報告セグメント間の取引の会計処理の基礎
 - (b) 報告セグメントの純損益の測定値と、企業の税金費用又は利益及び非継続事業前の純損益との差異の内容 (調整表から明らかでない場合)
 - (c) 報告セグメントの資産の測定値と企業の資産との差異の内容 (調整表から明らかでない場合)
 - (d) 報告セグメントの負債の測定値と企業の負債との差異の内容 (調整表から明らかでない場合)
 - (e) 報告したセグメント純損益の算定に使用した測定方法の過去の期間からの変更の内容、及び当該変更がセグメント純損益の測定値に与えた影響があればその金額
 - (f) 報告セグメントへの非対称的な配分があればその内容及び影響

④ セグメント合計額と連結財務諸表計上額との調整表

- IFRS 第 8 号によれば、報告セグメントの収益合計額、純損益合計額、資産合計額、負債合計額及び重要性のある他の項目の金額と連結財務諸表計上額との調整表を開示しなければならないとされている (28 項)。

⑤ その他の基準における規定

- IAS 第 36 号「資産の減損」によれば、IFRS 第 8 号に基づいてセグメント情報を開示している場合、各報告セグメントについて、以下の事項を開示しなければならないとされている (129 項)。
- (a) 報告期間中に純損益に認識された減損損失の金額
 - (b) 報告期間中に純損益に認識された減損損失の戻入れの金額

【表 6-1】純損益、資産及び負債に関するセグメント情報

(説明)

- 各報告セグメントに係る純損益、資産及び負債に関する情報を表形式により開示する例を以下に示している。
- 報告セグメント純損益について、ここでは「報告セグメント利益」とのみ示している。
- その上で、上記(2)①に記載した IFRS 第 8 号 23 項の規定に基づき、「外部収益」、「セグメント間収益」、「減価償却費及び償却費」及び「持分法による投資利益」を開示する例を示している。また、上記(2)⑤に記載した IAS 第 36 号 129 項の規定に基づき、「減損損失」を開示する例を示している。
- 報告セグメント資産及び負債については、「報告セグメント資産」を示した上で、上記(2)②に記載した IFRS 第 8 号 24 項(a)の規定に基づき、「持分法で会計処理されている投資」を開示する例を示している。
- なお、上記(2)④に記載した IFRS 第 8 号 28 項に基づく調整表については、独立した調整表を作成するのではなく、以下の表に含めて開示する例を示している。

(自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	A セグメント	B セグメント	C セグメント	その他	調整	連結計
売上収益						
外部収益						
セグメント間収益						
収益合計						
報告セグメント利益						
(その他の損益項目)						
減価償却費及び償却費						
持分法による投資利益						
減損損失						
報告セグメント資産						
(その他の資産項目)						
持分法で会計処理されている投資						

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	A セグメント	B セグメント	C セグメント	その他	調整	連結計
売上収益						
外部収益						
セグメント間収益						
収益合計						
報告セグメント利益						
(その他の損益項目)						
減価償却費及び償却費						
持分法による投資利益						
減損損失						
報告セグメント資産						
(その他の資産項目)						
持分法で会計処理されている投資						

(3) 製品及びサービスに関する情報

- IFRS 第 8 号によれば、製品及びサービスのそれぞれ又は類似する製品及びサービスのグループのそれぞれについて、外部顧客からの収益を報告しなければならないとされている（ただし、必要な情報が入手可能でなく、かつ、それを作成するためのコストが過大となる場合を除く）(32 項)。
- なお、IFRS 第 8 号によれば、「製品及びサービスに関する情報」、「地域に関する情報」、「主要な顧客に関する情報」については、報告セグメント情報の一部として提供していない場合にのみ、提供しなければならないとされている (31 項)。

【表 6-2】製品及びサービスに関する情報

(説明)

- 上記 IFRS 第 8 号 32 項の規定に基づき、外部顧客からの収益として「X 製品」、「Y 製品」及び「その他」を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

品目	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
X 製品		
Y 製品		
その他		
合計		

(4) 地域に関する情報

- IFRS 第 8 号によれば、次のような地域別情報を報告しなければならないとされている（ただし、必要な情報が入手可能でなく、かつ、それを作成するためのコストが過大となる場合を除く）(33 項)。
- (a) 外部顧客からの収益について、企業の収益の発生源が、(i) 企業の本国に帰属する収益、及び(ii) すべての外国に帰属する収益合計。個々の外国に帰属する外部顧客からの収益に重要性がある場合には、当該収益を区分して開示しなければならない。また、外部顧客からの収益を個々の国々に帰属させた基礎を開示しなければならない。
- (b) 非流動資産（金融商品、繰延税金資産、退職後給付資産及び保険契約から生じる権利を除く）について、企業が資産を保有している場所が、(i) 企業の本国にある資産、及び(ii) すべての外国にある資産合計。個々の外国における資産に重要性がある場合には、当該資産を区分して開示しなければならない。

【表 6-3】 地域に関する情報
(説明)

- 上記 IFRS 第 8 号 33 項の規定に基づき、外部収益及び非流動資産について、本国として「日本」、外国として「XX」、「YY」、「ZZ」及び「その他」を表形式により開示する例を以下に示している。
- なお、ここでは、外部収益と非流動資産の表を分けて開示する例を示している。

外部収益

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
日本		
XX		
YY		
その他		
合計		

非流動資産

(単位：百万円)

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
日本		
XX		
ZZ		
その他		
合計		

(5) 主要な顧客に関する情報

- IFRS 第 8 号によれば、単一の外部顧客との取引による収益が企業の収益の 10% 以上である場合には、その事実、当該顧客からの収益合計額及び当該収益を報告するセグメント名を開示しなければならないとされている。なお、主要な顧客名やセグメントごとの当該顧客からの収益額の開示は求められていない (34 項)。

7. 企業結合

(1) 企業結合の内容及び財務上の影響

- IFRS 第3号「企業結合」によれば、取得企業は、次の期間に生じた企業結合の内容及び財務上の影響に関する情報を開示しなければならないとされている（59項）。
 - (a) 当報告期間中
 - (b) 報告期間の末日後であるが、財務諸表の発行が承認される前まで（「Ⅲ. 連結財務諸表注記-38. 後発事象（1）及び（3）」参照）
- IFRS 第3号によれば、取得企業は各企業結合について、次の情報を開示しなければならないとされている（B64項）。ただし、開示が実務上不可能なものがある場合には、取得企業はその旨及びその理由を開示しなければならないとされている。
 - (a) 被取得企業の名称及び説明
 - (b) 取得日
 - (c) 取得した議決権付資本持分の割合
 - (d) 企業結合の主な理由及び取得企業がどのように被取得企業の支配を獲得したかの説明
 - (e) 認識したのれんを構成する要因（被取得企業と取得企業の営業活動の統合により期待される相乗効果、個別認識の要件を満たさない無形資産又はその他の要因等）の定性的説明
 - (f) 移転された対価の合計の取得日公正価値、及び次のような対価の主要な種類ごとの取得日公正価値
 - (i) 現金
 - (ii) その他の有形資産又は無形資産
 - (iii) 引き受けた負債
 - (iv) 取得企業の資本持分
 - (g) 条件付対価契約及び補償資産
 - (i) 取得日時点で認識した金額
 - (ii) 契約の説明及び支払金額の算定基礎
 - (iii) 結果の範囲の見積り（割引前、範囲を見積ることができない場合には、その旨及び範囲を見積ることができない理由）
 - (h) 取得した債権（主要なクラスごとに開示）
 - (i) 債権の公正価値
 - (ii) 契約上の未収金額の総額
 - (iii) 回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの最善の見積り
 - (i) 取得した資産及び引き受けた負債の主要な種類ごとに、取得日時点で認識した金額
 - (j) 認識された偶発負債に関して、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」85項で要求される次の情報
 - (i) 債務の内容についての簡潔な説明及びそれにより生じる経済的便益の流出が見込まれる時期
 - (ii) 当該流出の金額又は時期についての不確実性の指標
 - (iii) 予想される補填の金額（その予想される補填について認識した資産の金額を記述）

公正価値が信頼性をもって測定できないため偶発負債が認識されない場合には、IAS 第37号86項（「Ⅲ. 連結財務諸表注記-37. 偶発事象（1）①」参照）の情報及び負債が信頼性をもって測定できない理由
 - (k) 税務上損金算入可能と見込まれるのれんの総額
 - (l) 企業結合での資産の取得及び負債の引受けとは別個に認識した取引
 - (i) 各取引の説明

- (ii) 取得企業がどのように各取引を会計処理したか
- (iii) 各取引で認識された金額及び各金額が計上される財務諸表の表示科目
- (iv) 取引が以前からの関係の実質的な清算である場合には、決済金額を決定するために用いられた方法
- (m) (l)で要求される別個に認識した取引の開示として、取得関連コストの金額並びに、それとは別に、費用として認識された当該コストの金額及び当該費用が認識されている包括利益計算書の表示科目、また費用としては認識されていない発行コストの金額と当該金額がどのように認識されているか
- (n) 割安購入
 - (i) 認識された利得の金額及びその利得が認識されている包括利益計算書の表示科目
 - (ii) その取引で利得が生じた理由の説明
- (o) 取得日において被取得企業に対して取得企業が保有する資本持分が 100%未満の企業結合
 - (i) 取得日時点で認識した被取得企業の非支配持分の金額、及びその金額の測定基礎
 - (ii) 公正価値で測定した被取得企業の非支配持分のそれぞれについて、当該価値を測定するために用いた評価技法及び重要なインプット
- (p) 段階的に達成された企業結合
 - (i) 取得企業が取得日直前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値
 - (ii) 取得企業が企業結合前に保有していた被取得企業の資本持分を公正価値に再測定した結果として認識した利得又は損失の金額、及びそれらの利得又は損失が認識されている包括利益計算書の表示科目
- (q) 収益及び純損益に関する次の情報
 - (i) 報告期間に関する連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の金額
 - (ii) 当期に発生したすべての企業結合について、取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当報告期間における収益及び純損益
- IFRS 第 3 号によれば、報告期間中に生じた、個々には重要性はないが全体として重要性がある企業結合に関しては、取得企業は B64 項(e)から (q)で要求されている情報を合算して開示しなければならないとされている (B65 項)。
- IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」によれば、期中の子会社又はその他の事業に対する支配の獲得と喪失の両方に関して、次の各項目を総額で開示しなければならないとされている (40 項)。
- (a) 支払対価又は受取対価の合計
- (b) 対価のうち現金及び現金同等物で構成される部分
- (c) 支配を獲得又は喪失した子会社又はその他の事業の中の、現金及び現金同等物の金額
- (d) 支配を獲得又は喪失した子会社又はその他の事業の中の、現金又は現金同等物以外の資産及び負債の金額 (主要な区分ごとに要約)

【表 7-1】 移転された対価の取得日公正価値

(説明)

- 上記 IFRS 第 3 号 B64 項(f)の規定に基づき、対価の種類を「現金」及び「取得企業の資本持分」として、その取得日公正価値を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	取得日公正価値
現金	
取得企業の資本持分	
合計	

【表 7-2】 取得した資産及び引き受けた負債

(説明)

- 上記 IFRS 第 3 号 B64 項(i)の規定に基づき、取得した資産及び引き受けた負債の主要な種類ごとに、取得日時点で認識した金額を流動性の高い項目から順に表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	取得日時点の認識金額
現金及び現金同等物	
営業債権	
棚卸資産	
有形固定資産	
無形資産	
営業債務	
借入金	
繰延税金負債	
偶発負債	
その他	
純資産	

【表 7-3】 子会社に対する支配の獲得に伴うキャッシュ・フロー

(説明)

- 上記 IAS 第 7 号 40 項の規定に基づき、子会社に対する支配の獲得に伴うキャッシュ・フローを表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	金額
現金による支払対価	
支配獲得時に子会社が保有していた現金及び現金同等物	
子会社の取得による支出	

(2) 企業結合の修正及び財務上の影響

- IFRS 第3号によれば、取得企業は、重要性がある企業結合のそれぞれ、又は個々には重要性がないが合算した場合には重要性がある企業結合に関して、次の事項を開示しなければならないとされている (B67 項)。
- (a) 特定の資産、負債、非支配持分又は対価の項目に関して企業結合の当初の会計処理が完了しておらず、企業結合に関する財務諸表に計上されている金額が暫定的にしか算定されていない場合における次の事項
 - (i) 企業結合の当初の会計処理が完了していない理由
 - (ii) 当初の会計処理が完了していない資産、負債、資本持分又は対価の項目
 - (iii) 当該報告期間の間に認識された測定期間中の修正の内容及び金額
 - (b) 取得日から、企業が条件付対価資産を回収、売却若しくはそれ以外で権利を喪失するまで、又は企業が条件付対価負債を決済するか若しくは負債が取消しあるいは失効となるまでの各報告期間に関する次の事項
 - (i) 認識された金額の変動 (決済時の差異を含む)
 - (ii) 結果の範囲の変動 (割引前) 及び当該変動の理由
 - (iii) 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルのインプット

8. 現金及び現金同等物

- IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」によれば、現金は手許預金と要求払預金からなり、現金同等物は、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わないものと定義されている（6項）。
- その上で、IAS 第7号によれば、現金及び現金同等物の内容を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書で報告している相当する項目との調整を表示することとされている（45項）。
- また、IAS 第7号によれば、保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額を、経営者による説明とともに開示しなければならないとされている（48項）。

【表 8】 現金及び現金同等物

（説明）

- 上記 IAS 第7号 45項の規定に基づき、「現金及び預金」に加え、現金同等物として「短期投資」を示すとともに、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物残高に差異がある場合の調整を表形式により開示する例を以下に示している。

（単位：百万円）

	2015年3月31日	2016年3月31日
現金及び預金		
短期投資		
連結財政状態計算書における現金及び現金同等物		
当座借越		
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物		

9. 営業債権及びその他の債権

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、財政状態計算書又は注記のいずれかにおいて、各表示項目のより詳細な下位分類を、企業の営業活動について適切と思われる方法で分類して開示しなければならないとされている（77項）。
- また、IAS 第1号によれば、債権の金額を、取引先に対する債権、関連当事者からの債権、前払金及びその他の金額に分解する例が示されている（78項(b)）。
- IFRS 第7号「金融商品：開示」によれば、IFRS 第9号「金融商品」で特定されている次の区分ごとの帳簿価額を、財政状態計算書か注記において開示しなければならないとされている（8項）。
(f) 償却原価で測定する金融資産

【表9】営業債権及びその他の債権

(説明)

- 上記 IAS 第1号 77項及び 78項(b)の規定を基礎としつつ、実例を参考に科目を分類した上で、各々の帳簿価額及び合計額を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015年3月31日	2016年3月31日
受取手形		
売掛金		
未収入金		
貸倒引当金		
合計		

10. 棚卸資産

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、財政状態計算書又は注記のいずれかにおいて、各表示項目のより詳細な下位分類を、企業の営業活動について適切と思われる方法で分類して開示しなければならないとされている（77項）。
- IAS 第1号によれば、棚卸資産を、商品、製造用貯蔵品、原材料、仕掛品及び製品などに分解する例が示されている（78項(c)）。
- また、IAS 第2号「棚卸資産」によれば、次の事項を開示しなければならないとされている（36項）。
 - (b) 棚卸資産の帳簿価額の合計金額及びその企業に適した分類ごとの帳簿価額
 - (c) 売却コスト控除後の公正価値で計上した棚卸資産の帳簿価額
 - (d) 期中に費用に認識した棚卸資産の額
 - (e) 期中に費用に認識した棚卸資産の評価減の金額
 - (f) 期中に費用に認識した棚卸資産の金額の減額として認識した評価減の戻入りの金額
 - (g) 棚卸資産の評価減の戻入れをする原因となった状況及び事象
 - (h) 負債の担保として差し入れた棚卸資産の帳簿価額

【表 10】棚卸資産

（説明）

- 上記 IAS 第1号 77項、78項(c)及び IAS 第2号 36項(b)の規定を基礎としつつ、実例を参考に科目を分類した上で、各々の帳簿価額及び合計額を表形式により開示する例を以下に示している。

（単位：百万円）

	2015年3月31日	2016年3月31日
商品及び製品		
仕掛品		
原材料及び貯蔵品		
合計		

11. その他の金融資産

(1) 金融資産の区分

- IFRS 第7号「金融商品：開示」によれば、IFRS 第9号「金融商品」で特定されている次の区分ごとの帳簿価額を、財政状態計算書か注記において開示しなければならないとされている（8項）。
- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
 - (i) 当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの
 - (ii) 強制的に公正価値で測定されるもの
 - (f) 償却原価で測定する金融資産
 - (h) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

【表 11-1】 その他の金融資産の区分ごとの帳簿価額

(説明)

- 上記 IFRS 第7号8項の規定に基づき、IFRS 第9号（2013年）の分類及び測定に従った金融資産の区分を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015年3月31日	2016年3月31日
償却原価で測定する金融資産		
短期貸付金		
長期貸付金		
負債性金融商品		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ		
資本性金融商品		
負債性金融商品		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
資本性金融商品		
合計		

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

<p>➤ IFRS 第7号によれば、資本性金融商品に対する投資を、IFRS 第9号で認めるところにより、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合には、次の事項を開示しなければならないとされている(11A項)。</p> <p>(a) 資本性金融商品に対するどの投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定したのか</p> <p>(b) この表示の選択肢を使用する理由</p> <p>(c) 報告期間の末日現在のこのような投資のそれぞれの公正価値</p> <p>(d) 報告期間中に認識した配当(以下に区分して表示)</p> <p>(i) 報告期間中に認識の中止を行った投資に関するもの</p> <p>(ii) 報告期間の末日現在で保有している投資に関するもの</p> <p>(e) 報告期間中の資本の中での利得又は損失の累計額の振替(そのような振替の理由を含む)</p> <p>➤ IFRS 第7号によれば、報告期間中に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に対する投資について認識の中止を行った場合には、次の事項を開示しなければならないとされている(11B項)。</p> <p>(a) 当該投資を処分した理由</p> <p>(b) 認識の中止の日現在の当該投資の公正価値</p> <p>(c) 処分に係る利得又は損失の累計額</p>
--

【11-2】 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の主な銘柄の公正価値

(説明)

- 上記IFRS第7号11A項の規定に基づき、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の銘柄別の公正価値を表形式により開示する例を以下に示している。なお、以下の表は、具体的に開示すべき銘柄数を示すものではない。

(単位：百万円)

	2015年3月31日	2016年3月31日
A社		
B社		
C社		
D社		
E社		

【11-3】 認識を中止した資産の認識中止時点の公正価値及び処分に係る累積利得又は損失

(説明)

- 上記IFRS第7号11B項の規定に基づき、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に対する投資について認識の中止を行った場合における、「認識中止時点の公正価値」及び「処分に係る累積利得又は損失」を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自2014年4月1日 至2015年3月31日	自2015年4月1日 至2016年3月31日
認識中止時点の公正価値		
処分に係る累積利得又は損失		

(3) 担保

- IFRS 第 7 号によれば、担保について、次の事項を開示しなければならないとされている (14 項)。
 - (a) 負債又は偶発負債の担保として差し入れている金融資産の帳簿価額
 - (b) 担保に関する契約条件
- IFRS 第 7 号によれば、(金融資産又は非金融資産の) 担保を保有し、当該担保の所有者の債務不履行がなくても売却又は再担保差入が認められている場合には、次の事項を開示しなければならないとされている (15 項)。
 - (a) 保有している担保の公正価値
 - (b) このような担保のうち売却又は再担保差入を行ったものの公正価値、及び企業がそれを返還する義務があるかどうか
 - (c) 当該担保の使用に関する契約条件

12. 売却目的で保有する資産

(1) 売却目的保有に分類された主要な資産及び負債

- IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」によれば、非流動資産（又は処分グループ）の帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類しなければならないとされている（6 項）。
- IFRS 第 5 号によれば、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループに含まれる資産及び負債を、財政状態計算書上、他の資産及び負債とは区分して表示しなければならないとされている。また、売却目的保有に分類された資産及び負債の主要な種類を、原則として財政状態計算書又は注記のいずれかにおいて区分して開示しなければならないとされている（38 項）。
- さらに、IFRS 第 5 号によれば、非流動資産（又は処分グループ）が売却されたか又は売却目的保有に分類された期間における財務諸表の注記に、次の情報を開示しなければならないとされている（41 項）。
 - (a) 非流動資産（又は処分グループ）の説明
 - (b) 売却又は処分予定に至った事実及び状況、並びに当該処分の予想される方法及び時期の説明
 - (c) 売却目的に分類した資産（又は処分グループ）の売却コスト控除後の公正価値に基づく減損損失又はその戻入に伴って認識した利得又は損失、及び、損益計算書で区分表示していない場合には、当該利得又は損失を含む損益計算書の表示科目
 - (d) 該当がある場合、非流動資産（又は処分グループ）が IFRS 第 8 号「事業セグメント」に従って表示されている報告セグメント

【表 12】売却目的保有に分類された主要な資産及び負債

(説明)

- 上記 IFRS 第 5 号 38 項の規定に基づき、売却目的で保有する資産及び負債を財政状態計算書において区分表示している。
- ここでは、売却目的保有に分類された資産及び負債の主要な種類を注記により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
売却目的で保有する資産		
営業債権及びその他の債権		
棚卸資産		
有形固定資産		
その他		
合計		
売却目的で保有する資産に直接関連する負債		
営業債務及びその他の債務		
借入金		
その他		
合計		

(2) 公正価値測定

- IFRS 第 13 号「公正価値測定」によれば、売却目的に分類した資産を IFRS 第 5 号に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合、次の情報を開示しなければならないとされている (93 項)。
 - (a) 報告期間末の公正価値測定及び当該測定の理由
 - (b) 公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル (レベル 1、2 又は 3)
 - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合には、その変更の旨及び変更の理由。また、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた重大な観察可能ではないインプットに関する定量的情報
 - (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について、企業が用いた評価プロセスの説明 (例えば、評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど)

13. 有形固定資産

(1) 有形固定資産の帳簿価額の調整表

① 期首及び期末の帳簿価額の調整表

- IAS 第 16 号「有形固定資産」によれば、有形固定資産の種類ごとに、期首及び期末について、帳簿価額（減価償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の総額）及び減価償却累計額と減損損失累計額を合算した額を開示しなければならないとされている（73 項(d)）。
- また、IAS 第 16 号によれば、次の項目を示した期首及び期末の帳簿価額の調整表を開示しなければならないとされている（73 項(e)）。
 - (i) 増加
 - (ii) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却目的保有として区分した資産又は売却目的として保有する資産として区分した処分グループに含めた資産、及びその他の処分
 - (iii) 企業結合による取得
 - (v) 純損益に認識した減損損失
 - (vi) 純損益に戻し入れた減損損失
 - (vii) 減価償却額
 - (viii) 機能通貨から別の表示通貨への財務諸表の換算から生じた正味の為替換算差額（報告企業の表示通貨への在外営業活動体の換算を含む）
 - (ix) その他の増減
- IAS 第 16 号によれば、報告期間中の減価償却額（認識したのが純損益であれ、他の資産の取得原価の一部としてであれ）を開示しなければならないとされている（75 項(a)）。

② 有形固定資産の種類

- IAS 第 16 号によれば、有形固定資産の種類ごとに、一定の項目を開示しなければならないとされている（73 項）。
- IAS 第 16 号によれば、有形固定資産の「種類」とは、「企業の事業活動において性質と使用目的の類似した資産のグループ」であるとされ、次の例が挙げられている（37 項）。
 - (a) 土地
 - (b) 土地及び建物
 - (c) 機械装置
 - (d) 船舶
 - (e) 航空機
 - (f) 車両
 - (g) 器具及び備品
 - (h) 事務機器

③ 建設中の有形固定資産

- IAS 第 16 号によれば、建設中の有形固定資産項目の帳簿価額に含めて認識した支出額について開示しなければならないとされている（74 項(b)）。

④ ファイナンス・リースの借手

- IAS 第 17 号「リース」によれば、IAS 第 16 号や IAS 第 36 号「資産の減損」による開示規定は、ファイナンス・リースに基づき提供される資産について、ファイナンス・リースの借手に適用されるとされている（32 項）。

【表 13-1】有形固定資産の帳簿価額の調整表

(説明)

- IAS 第 16 号 73 項(e)では、期首及び期末の調整表を開示する対象である「帳簿価額」が、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の総額であるか、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した後の純額であるかは示されていない。
- ここでは、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の帳簿価額（取得原価と表記している）、並びに、減価償却累計額及び減損損失累計額について、上記（1）①に記載した IAS 第 16 号 73 項(d)及び(e)の規定に基づき、期首及び期末の調整表の例を以下に示している。
- その上で、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した純額である帳簿価額についても開示する例を示している。
- 調整表に示す項目については、以下のとおり例示している。
 - ✓ 上記（1）②に記載した IAS 第 16 号 37 項及び 73 項の規定を基礎としつつ、実例を参考に、「土地」、「建物及び構築物」、「機械装置」、「器具及び備品」に分解して帳簿価額の調整を行っている。
 - ✓ 上記（1）③に記載した IAS 第 16 号 74 項(b)の規定に基づき、「建設仮勘定」の項目を有形固定資産の種類とは別に設けている。
 - ✓ 上記（1）④に記載した IAS 第 17 号 32 項の規定に基づき、ファイナンス・リースによって提供される資産を、「機械装置」や「器具及び備品」に含めている。
 - ✓ 下記（2）①に記載する IAS 第 36 号 126 項及び 128 項の規定に基づき、「純損益に認識した減損損失」及び「純損益に認識した減損損失の戻入れ」の項目を設けている。

(単位：百万円)

取得原価	土地	建物及び 構築物	機械 装置	器具 及び備品	建設 仮勘定	合計
2014年4月1日残高						
個別取得						
振替						
企業結合による取得						
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2015年3月31日残高						
個別取得						
振替						
企業結合による取得						
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2016年3月31日残高						

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	土地	建物及び 構築物	機械 装置	器具 及び備品	建設 仮勘定	合計
2014年4月1日残高						
減価償却	—					
純損益に認識した減損損失						
純損益に認識した減損損失の戻 入れ						
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2015年3月31日残高						
減価償却	—					
純損益に認識した減損損失						
純損益に認識した減損損失の戻 入れ						
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2016年3月31日残高						

(単位：百万円)

帳簿価額	土地	建物及び 構築物	機械 装置	器具 及び備品	建設 仮勘定	合計
2015年3月31日						
2016年3月31日						

(2) 報告期間中の減損損失及び減損損失の戻入れ

① 減損損失及び減損の戻入れの金額及び表示科目

- IAS 第 36 号によれば、資産の種類ごとに次の事項を開示しなければならないとされている (126 項)。
 - (a) 報告期間中に純損益に認識した減損損失の金額及びこれらの減損損失を含んでいる損益計算書の表示科目
 - (b) 報告期間中に純損益に認識した減損損失の戻入れの金額及びこれらの減損損失の戻入れを含んでいる損益計算書の表示科目
- IAS 第 36 号によれば、資産の種類とは、「企業の業務において性質と使用目的の類似した資産のグループ」であるとされている (127 項)。有形固定資産の種類定義 (IAS 第 16 号 37 項) と同じ表現で定義されている。
- IAS 第 36 号によれば、126 項で要求されている情報は、資産の種類について開示する他の情報とともに表示することができる (例えば、IAS 第 16 号に従った期首及び期末の有形固定資産の帳簿価額の調整に含めることができる) とされている (128 項)。

② 減損損失の認識 (又は減損損失の戻入れ) をした資産等に関する開示

- IAS 第 36 号によれば、報告期間中に減損損失の認識又は戻入れをした個別の資産又は資金生成単位に関して、次の事項を開示しなければならないとされている (130 項)。
 - (a) 減損損失の認識又は戻入れに至った事象及び状況
 - (b) 認識又は戻入れをした減損損失の金額
 - (c) 個別資産について
 - (i) 当該資産の性質
 - (ii) IFRS 第 8 号「事業セグメント」に従ってセグメント情報を報告している場合、資産が所属する報告セグメント
 - (d) 資金生成単位について
 - (i) 当該資金生成単位の記述 (例えば、生産ライン、工場、事業、地域、又は IFRS 第 8 号に定義されている報告セグメントのうち、どれに該当するか)
 - (ii) 資産の種類ごとに、認識又は戻入れをした減損損失の金額、また IFRS 第 8 号に従ってセグメント情報を報告する場合、報告セグメント別に、認識又は戻入れをした減損損失の金額
 - (iii) 当該資金生成単位を識別するための資産の集約が、以前の資金生成単位の回収可能価額の見積りから変更されている場合、資産の現在と以前の集約方法の記述、及び資金生成単位の識別方法の変更理由
 - (e) 当該資産 (資金生成単位) の回収可能価額及び当該資産 (資金生成単位) の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値又は使用価値のどちらであるか
 - (f) 回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合、次の項目
 - (i) 当該資産 (資金生成単位) の公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキー (IFRS 第 13 号「公正価値測定」参照) のレベル
 - (ii) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、処分コスト控除後の公正価値の測定に用いた評価技法の記述 (評価技法の変更があった場合、当該変更及びそれを行った理由)
 - (iii) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測

定について、経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎とした主要な各仮定(処分コスト控除後の公正価値を現在価値技法を用いて測定している場合には、最新の測定及び過去の測定に使用した割引率も開示)

(g) 回収可能価額が使用価値である場合には、使用価値の現在及び過去の見積りに用いた割引率

➤ IAS 第 36 号によれば、当期中に認識又は戻入れをした減損損失の合計について、130 項に従って開示される情報がない場合に、次の情報を開示しなければならないとされている (131 項)。

(a) 減損損失の影響を受ける主な資産の種類及び減損損失の戻入れの影響を受ける主な資産の種類

(b) 減損損失の認識及び減損損失の戻入れを生じさせた主な事象及び状況

(3) リース資産

➤ IAS 第 17 号によれば、ファイナンス・リースの借手は、ファイナンス・リースについて、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の規定を適用することに加えて、資産の種類ごとの報告期間の末日現在の正味帳簿価額を開示しなければならないとされている (31 項(a))。

【表 13-2】リース資産の正味帳簿価額

(説明)

- IAS 第 17 号では、資産の種類がどのようなものであるかは示されていない。
- ここでは、有形固定資産のリースについて、有形固定資産と同じ種類に基づいて表形式で開示する例を以下に示している。なお、以下の表は、「機械装置」並びに「器具及び備品」についてファイナンス・リースの借手となっていることを想定した例としている。

(単位：百万円)

	機械装置	器具及び備品	合計
2015 年 3 月 31 日			
2016 年 3 月 31 日			

(4) 権利の制限と担保

➤ IAS 第 16 号によれば、所有権に対する制限の存在と金額、負債の担保に供した有形固定資産の存在と金額を開示しなければならないとされている (74 項(a))。

14. のれん及び無形資産

【はじめに】

- IAS 第 38 号「無形資産」によれば、「無形資産」とは「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」として定義されている（8 項）。無形資産の定義において識別可能であることが求められているのは、無形資産をのれんと区別するためとされている（11 項）。
- 一方、IAS 第 38 号によれば、他の基準が特定の形態の無形資産の会計処理を定めている場合には当該他の基準を適用するとの記述もある（3 項）。IAS 第 38 号によれば、他の基準において会計処理が定められている特定の形態の無形資産の例として、企業結合で取得したのれんが挙げられている（3 項(f)）。
- 本開示例では、実例を参考に、財政状態計算書では「のれん」と「無形資産」を区分して表示した上で、注記においては、「のれん及び無形資産」の表題を用いる例を以下に示している。

(1) のれん及び無形資産の帳簿価額の調整表

① 期首及び期末の帳簿価額の調整表（のれん）

- IFRS 第 3 号「企業結合」によれば、取得企業は、重要性がある企業結合のそれぞれ、又は個々には重要性がないが合算した場合には重要性がある企業結合に関して、次の項目を区分して示した期首及び期末ののれんの帳簿価額の調整表を開示しなければならないとされている（B67 項(d)）。
 - (i) 期首現在の総額及び減損損失累計額
 - (ii) 報告期間中に認識した追加的なのれん（取得時に IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有への分類の要件を満たす処分グループに含められたのれんを除く）
 - (iii) 67 項に従った報告期間中の繰延税金資産の事後的な認識により生じた修正
 - (iv) IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類される処分グループに含められたのれん、及び売却目的保有に分類される処分グループにこれまで含められることなしに報告期間中に認識の中止が行われたのれん
 - (v) 報告期間中に認識された減損損失
 - (vi) 報告期間中に生じた正味の為替換算差額
 - (vii) その他すべての変更
 - (viii) 報告期間の末日現在の総額及び減損損失累計額

② 期首及び期末の帳簿価額の調整表（無形資産）

- IAS 第 38 号によれば、無形資産の種類ごとに、期首及び期末について、帳簿価額（償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の総額）及び償却累計額と減損損失累計額を合算した額を開示しなければならないとされている（118 項(c)）。
- また、IAS 第 38 号によれば、次の項目を示した期首及び期末の帳簿価額の調整表を開示しなければならないとされている（118 項(e)）。
 - (i) 増加（内部開発による増加額、個別の取得による増加額、及び企業結合での取得による増加額を別に示す）
 - (ii) IFRS 第 5 号に従って、売却目的保有として区分した資産又は売却目的として保有する資産として区分した処分グループに含めた資産、及びその他の処分
 - (iv) 純損益に認識した減損損失
 - (v) 純損益に戻し入れた減損損失

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (vi) 償却額 (vii) 財務諸表の表示通貨への換算及び在外営業活動体の財務諸表の企業の表示通貨への換算で生じた、正味の為替換算差額 (viii) その他の増減 |
|--|

③ 無形資産の種類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ IAS 第 38 号によれば、無形資産の種類ごとに、自己創設無形資産とその他の無形資産を区別して、一定の項目を開示しなければならないとされている（118 項）。 ➤ IAS 第 38 号によれば、無形資産の「種類」とは、「企業の業務において性質と使用目的の類似した資産のグループ」であるとされ、次の例が挙げられている（119 項）。 <ul style="list-style-type: none"> (a) ブランド名 (b) 題字及び出版表題 (c) コンピューターのソフトウェア (d) ライセンス及びフランチャイズ (e) 著作権、特許権及びその他の工業所有権、サービス及び営業上の権利 (f) 配合、製法、モデル、デザイン及び試作品 (g) 開発中の無形資産 |
|--|

【表 14】 のれん及び無形資産の帳簿価額の調整表
(説明)

- IAS 第 38 号 118 項 (e) では、期首及び期末の調整表を開示する対象である無形資産の「帳簿価額」が、償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の総額であるか、償却累計額及び減損損失累計額を控除した後の純額であるかは示されていない。
- ここでは、償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の帳簿価額（取得原価と表記している）、並びに、償却累計額及び減損損失累計額について、上記（1）②に記載した IAS 第 38 号 118 項 (c) 及び (e) の規定に基づき、期首及び期末の調整表の例を以下に示している。
- 上記（1）①に記載した IFRS 第 3 号 B67 項 (d) の規定に基づくのれんの帳簿価額の調整表については、無形資産の帳簿価額の調整表と併せて開示する例として示している。
- その上で、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した純額である帳簿価額についても開示する例を示している。
- 調整表に示す項目については、以下のとおり例示している。
 - ✓ 上記（1）③に記載した IAS 第 38 号 118 項及び 119 項の規定に基づき、「特許権」、「顧客との関係」、「ソフトウェア」及び「その他」に分解して帳簿価額の調整を行っている。
 - ✓ 下記（5）①に記載する IAS 第 36 号 126 項及び 128 項の規定に基づき、「純損益に認識した減損損失」及び「純損益に認識した減損損失の戻入れ」の項目を設けている。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	特許権	顧客との関係	ソフトウェア	その他	合計
2014年4月1日残高						
個別取得						
企業結合による取得						
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2015年3月31日残高						
個別取得						
企業結合による取得						
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2016年3月31日残高						

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	特許権	顧客との関係	ソフトウェア	その他	合計
2014年4月1日残高						
償却	—					
純損益に認識した減損損失						
純損益に認識した減損損失の戻入れ	—					
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2015年3月31日残高						
償却	—					
純損益に認識した減損損失						
純損益に認識した減損損失の戻入れ	—					
処分						
在外営業活動体の外貨換算差額						
その他						
2016年3月31日残高						

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	特許権	顧客との関係	ソフトウェア	その他	合計
2015年3月31日						
2016年3月31日						

(2) 無形資産の説明

① 個々の無形資産

- IAS 第 38 号によれば、重要性がある個々の無形資産の詳細、帳簿価額及び残存償却期間を開示しなければならないとされている (122 項 (b))。

② 耐用年数が確定できない無形資産

- IAS 第 38 号によれば、耐用年数を確定できないと判定した無形資産について、次の項目を開示しなければならないとされている (122 項 (a))。
 - ✓ 帳簿価額
 - ✓ 耐用年数を確定できないという判定の根拠となる理由

(3) 報告期間中の償却額

- IAS 第 38 号によれば、無形資産の種類ごとに、自己創設無形資産とその他の無形資産とを区別して、無形資産の償却額が含まれている損益計算書の表示科目を開示しなければならないとされている (118 項 (d))。

(4) 報告期間中の研究開発支出

- IAS 第 38 号によれば、報告期間中に費用に認識した研究開発支出の合計額を開示しなければならないとされている (126 項)。
- 「研究開発支出」は、「研究又は開発活動に直接起因するすべての支出」とされている (127 項)。

(5) 報告期間中の減損損失及び減損の戻入れ

① 減損損失及び減損の戻入れの金額及び表示科目

- IAS 第 36 号「資産の減損」によれば、資産の種類ごとに次の項目を開示しなければならないとされている (126 項)。IAS 第 36 号における「資産の種類」の定義については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-13. 有形固定資産 (2) ①」を参照のこと。
 - (a) 報告期間中に純損益に認識した減損損失の金額及びこれらの減損損失を含んでいる損益計算書の表示科目
 - (b) 報告期間中に純損益に認識した減損損失の戻入れの金額及びこれらの減損損失の戻入れを含んでいる損益計算書の表示科目
- IAS 第 36 号によれば、126 項で要求されている情報は、資産の種類について開示する他の情報とともに表示できるとされている (128 項)。

② 減損損失の認識 (又は減損損失の戻入れ) をした資産等に関する開示

- IAS 第 36 号によれば、報告期間中に減損損失の認識又は戻入れをした個別の資産又は資金生成単位に関して、一定の項目を開示しなければならないとされている (130 項)。また、当期中に認識又は戻入れをした減損損失の合計について、130 項に従って開示される情報がない場合に、一定の項目を開示しなければならないとされている (131 項)。当該開示に係る規定については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-13. 有形固定資産 (2) ②」を参照のこと。

③ のれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位 (又はグループ)

- IAS 第 36 号によれば、資金生成単位 (又はグループ) に配分したのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定で

きない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、当該各資金生成単位（又はグループ）について、次の項目を開示しなければならないとされている（134項）。

- (a) 当該資金生成単位（又はグループ）に配分したのれんの帳簿価額
- (b) 当該資金生成単位（又はグループ）に配分した耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額
- (c) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額の算定基礎（使用価値か処分コスト控除後の公正価値か）
- (d) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額が使用価値に基づいている場合、次の項目
 - (i) 直近の予算・予測が対象としている期間のキャッシュ・フローの予測について、経営者が基礎とした主要な仮定
 - (ii) 各々の仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、又は外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでない場合、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由
 - (iii) 経営者が、資金生成単位（又はグループ）について、承認した財務上の予算・予測に基づいてキャッシュ・フローの予測を行った期間及び、その期間が5年よりも長い場合、そのような期間が正当である理由についての説明
 - (iv) 直近の予算・予測が対象としている期間を超えてキャッシュ・フロー予測を推定するために用いた成長率、及び成長率として当該企業が事業を営む製品、産業若しくは国の長期の平均成長率、又は当該資金生成単位（又はグループ）が属する市場の長期の平均成長率を超えた成長率を用いている場合、その正当性の説明
 - (v) キャッシュ・フロー予測に適用した割引率
- (e) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合、処分コスト控除後の公正価値を測定する際に用いた評価技法
 - 処分コスト控除後の公正価値が、同一の資金生成単位（又はグループ）の相場価格を用いて測定されていない場合、次の項目
 - (i) 経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定にあたって基礎とした主要な仮定
 - (ii) 主要な仮定のそれぞれに割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、又は外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでない場合、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由
 - (ii A) その公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーの中のレベル（IFRS 第13号「公正価値測定」参照）
 - (ii B) 評価技法の変更があった場合、その変更の旨及び変更を行った理由
 - 処分コスト控除後の公正価値が、割引キャッシュ・フロー予測を用いて測定されている場合、次の項目
 - (iii) 経営者がキャッシュ・フローを予測した期間
 - (iv) キャッシュ・フロー予測を延長するために用いた成長率
 - (v) キャッシュ・フロー予測に対して適用した割引率
- (f) 経営者が当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額の算定の基礎とし

<p>た主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、当該資金生成単位（又はグループ）の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合、次の項目</p> <p>(i) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額</p> <p>(ii) 主要な仮定に割り当てた値</p> <p>(iii) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額を帳簿価額と等しくするには、主要な仮定に割り当てた値がどれだけ変化しなければならないか</p> <p>➤ IAS 第 36 号によれば、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部又は全部が複数の資金生成単位（又はグループ）にわたって配分されており、そのように各資金生成単位（又はグループ）に配分された金額が企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要ではない場合、次の項目を開示しなければならないとされている（135 項）。</p> <p>✓ その旨</p> <p>✓ 当該資金生成単位（又はグループ）に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計</p> <p>➤ IAS 第 36 号によれば、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部又は全部が複数の資金生成単位（又はグループ）にわたって配分されており、それらの資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額が同じ主要な仮定に基づいて、それらに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、次の項目とともに当該事実を開示しなければならないとされている（135 項）。</p> <p>(a) 当該資金生成単位（又はグループ）配分したのれんの帳簿価額の合計</p> <p>(b) 当該資金生成単位（又はグループ）に配分した耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計</p> <p>(c) 主要な仮定の記述</p> <p>(d) 主要な仮定のそれぞれに割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものであるかどうか、又は外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでない場合には、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由</p> <p>(e) 経営者が当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額の算定の基礎とした主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、当該資金生成単位（又はグループ）の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合には、次の項目</p> <p>(i) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額</p> <p>(ii) 主要な仮定に割り当てられた値</p> <p>(iii) 当該資金生成単位（又はグループ）の回収可能価額を帳簿価額と等しくするには、主要な仮定に割り当てた値がどれだけ変化しなければならないか</p>

(6) 権利の制限と担保

<p>➤ IAS 第 38 号によれば、次の項目を開示しなければならないとされている(122 項(d))。</p> <p>✓ 権利が制限されている無形資産の存在及びその帳簿価額</p> <p>✓ 負債の保証として担保となっている無形資産の帳簿価額</p>

15. 投資不動産

【はじめに】

- IAS 第 40 号「投資不動産」によれば、投資不動産について、公正価値モデルを適用しているのか、原価モデルを適用しているのか開示しなければならないとされている（75 項(a)）。モデルの選択については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-3. 重要な会計方針-（11）投資不動産」に記載することを前提としている。
- 本開示例では、原価モデルを適用している場合における例を記載している。
- なお、IAS 第 40 号によれば、公正価値モデルを適用する場合における開示規定として以下が規定されている。
 - ✓ 投資不動産の期首と期末の帳簿価額の調整表（76 項）
 - ✓ 投資不動産について入手した評価額を財務諸表の目的で大幅に修正している場合には、入手した評価額と財務諸表に計上した修正後評価額との調整表（77 項）

(1) 投資不動産の帳簿価額の調整表

- IAS 第 40 号によれば、原価モデルを適用している企業は、次の事項を開示しなければならないとされている（79 項）。
 - (c) 期首及び期末の帳簿価額（減価償却累計額控除前）及び減価償却累計額（減損損失累計額を合算）
 - (d) 期首と期末の投資不動産の帳簿価額の調整表（以下を示す）
 - (i) 増加額（取得により生じた増加額と資産として認識した後の支出に伴う増加額を区分する）
 - (ii) 企業結合を通じた取得による増加
 - (iii) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類した資産又は処分グループに含めた資産及びその他の処分
 - (iv) 減価償却額
 - (v) 当期中に認識した減損損失及び戻し入れた減損損失
 - (vi) 財務諸表を異なる表示通貨に換算すること及び在外営業活動体を報告企業の表示通貨に換算することにより生じた正味の為替換算差額
 - (vii) 棚卸資産及び自己使用不動産への振替及びそれらからの振替
 - (viii) その他の変動

【表 15-1】投資不動産の帳簿価額の調整表

(説明)

- IAS 第 40 号 79 項(d)では、期首及び期末の調整表を開示する対象である「帳簿価額」が、償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の総額であるか、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した後の純額であるかは示されていない。
- ここでは、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除する前の帳簿価額（取得原価と表記している）、並びに、減価償却累計額及び減損損失累計額について、上記（1）に記載した IAS 第 40 号 79 項(c)及び(d)の規定に基づき、期首及び期末の調整表の例を以下に示している。
- その上で、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した純額である帳簿価額についても開示するとともに、下記（2）に記載する IAS 第 40 号 79 項(e)の規定に基づき、投資不動産の公正価値を開示する例を示している。

(単位：百万円)

取得原価	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期首残高		
個別取得		
企業結合による取得		
処分		
在外営業活動体の外貨換算差額		
その他		
期末残高		

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期首残高		
減価償却		
純損益に認識した減損損失		
純損益に認識した減損損失の戻入れ		
処分		
在外営業活動体の外貨換算差額		
その他		
期末残高		

(単位：百万円)

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
帳簿価額		
公正価値		

(2) 投資不動産の公正価値

- IAS 第 40 号によれば、原価モデルを採用している企業は、投資不動産の公正価値を開示することとされている (79 項(e))。
- IFRS 第 13 号「公正価値測定」によれば、財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産について、次の情報を開示しなければならないとされている (97 項)。
 - ✓ 公正価値ヒエラルキーのレベル (レベル 1、2 又は 3)
 - ✓ 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合には、その変更の旨及び変更の理由
 - ✓ 非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、その旨及びその理由

(3) 投資不動産からの収益及び費用

- IAS 第 40 号によれば、以下について純損益に認識した金額を開示しなければならないとされている (75 項(f))。
 - (i) 投資不動産からの賃貸料収益
 - (ii) 当期中に賃貸料収益を生み出した投資不動産から生じた直接営業費 (修繕及び維持費を含む)

【表 15-2】投資不動産からの収益及び費用

(説明)

- 上記 IAS 第 40 号 75 項(f)の規定に基づき、投資不動産からの収益及び費用を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
賃貸料収益		
直接営業費		

16. 子会社、関連会社等への関与

【はじめに】

- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」によれば、次のものへの関与について、別々に情報を開示しなければならないとされている（B4 項）。
 - (a) 子会社
 - (b) 共同支配企業
 - (c) 共同支配事業
 - (d) 関連会社
 - (e) 非連結の組成された企業
- 本開示例では、子会社への関与のうち定性的情報を「Ⅲ. 連結財務諸表注記－4. 重要な会計上の見積り及び判断－（1）他の企業に対する支配又は重要な影響力の有無」において記載することを前提として、本注記では主に子会社への関与に対する定量的情報及び関連会社への関与について示している。

（1）子会社への関与（主として定量的情報）

- IFRS 第 12 号によれば、企業集団の構成に関する情報を開示することが要求されている（10 項(a)(i)）。
- IFRS 第 12 号によれば、報告企業にとって重要性のある非支配持分がある子会社のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならないとされている（12 項）。
 - (a) 子会社の名称
 - (b) 子会社の主要な事業場所（及び主要な事業場所と異なる場合には法人設立国）
 - (c) 非支配持分が保有している所有持分の割合
 - (d) 所有持分の割合と異なる場合、非支配持分が保有している議決権の割合
 - (e) 報告期間中に子会社の非支配持分に配分された純損益
 - (f) 報告期間末における子会社の非支配持分の累積額
 - (g) 子会社に関する要約財務情報（B10 項）
 - (i) 非支配持分に支払った配当
 - (ii) 子会社の資産、負債、純損益及びキャッシュ・フローに関する要約財務情報（例えば、流動資産、非流動資産、流動負債、非流動負債、収益、純損益、及び包括利益合計が含まれる可能性がある）
- IFRS 第 12 号によれば、支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動が、親会社の所有者に帰属する持分に与える影響を示す表を表示しなければならないとされている（18 項）。
- IFRS 第 12 号によれば、親会社が子会社に対する支配を喪失した場合の会計処理に関する規定に従って計算した利得又は損失を、次の事項とともに開示しなければならないとされている（19 項）。
 - (a) 当該利得又は損失のうち、旧子会社に対して保持している投資を支配喪失日現在の公正価値で測定することに起因する部分
 - (b) 当該利得又は損失が認識される純損益の表示科目（独立表示しない場合）

【表 16-1】重要性のある非支配持分がある子会社の名称、事業場所等
(説明)

- 上記 IFRS 第 12 号 12 項の規定に基づき、重要性のある非支配持分がある子会社の名称、事業場所等について表形式により開示する例を以下に示している。

名称	主要な事業場所 又は 法人 設立国	非支配持分が保有している所有持分の割合 (%)		非支配持分に 配分された純損益 (百万円)		非支配持分の累積額 (百万円)	
		2015年 3月31日	2016年 3月31日	自2014年 4月1日 至2015年 3月31日	自2015年 4月1日 至2016年 3月31日	2015年 3月31日	2016年 3月31日
		AA社	%	%			

【表 16-2】重要性のある非支配持分がある子会社に係る要約財務情報
(説明)

- 上記 IFRS 第 12 号 B10 項の規定に基づき、重要性のある非支配持分がある子会社に係る非支配持分に支払った配当及び要約財務情報について表形式により開示する例を以下に示している。

AA社

(単位：百万円)

	自2014年4月1日 至2015年3月31日	自2015年4月1日 至2016年3月31日
非支配持分に支払った配当		
流動資産		
非流動資産		
流動負債		
非流動負債		
純資産		
収益		
純損益		
包括利益合計		
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
純キャッシュ・フロー		

【表 16-3】支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動が資本剰余金に与える影響

(説明)

- 上記 IFRS 第 12 号 18 項の規定に基づき、支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動が資本剰余金に与える影響について表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自2014年4月1日 至2015年3月31日	自2015年4月1日 至2016年3月31日
資本剰余金の増減額		

(2) 関連会社への関与

- IFRS 第 12 号によれば、報告企業にとって重要性のある関連会社について、次の事項を開示しなければならないとされている (21 項(a))。
 - (i) 関連会社の名称
 - (ii) 関連会社との関係の内容 (例えば、関連会社の活動の内容及びそれが企業の活動にとって戦略的に重要なものかどうかを記述)
 - (iii) 関連会社の主要な事業場所 (及び主要な事業場所と異なる場合には法人設立国)
 - (iv) 企業が保有している所有持分又は参加持分の割合、及び、これと異なる場合には、保有している議決権の割合
- IFRS 第 12 号によれば、報告企業にとって重要性のある関連会社について、次の事項を開示しなければならないとされている。
 - ✓ 関連会社に対する投資が、持分法と公正価値のいずれで測定されるのか (21 項(b)(i))
 - ✓ 当該関連会社から受け取った配当 (B12 項(a))
 - ✓ 当該関連会社に関する要約財務情報。これには次の項目が含まれるが、必ずしもこれに限られない (B12 項(b))。
 - (i) 流動資産
 - (ii) 非流動資産
 - (iii) 流動負債
 - (iv) 非流動負債
 - (v) 収益
 - (vi) 継続事業からの純損益
 - (vii) 非継続事業からの税引後の純損益
 - (viii) その他の包括利益
 - (ix) 包括利益合計
 - ✓ 関連会社が持分法で会計処理される場合には、要約財務情報と関連会社に対する持分の帳簿価額との調整表 (B14 項(b))、及び関連会社に対する投資の公正価値 (公表市場価格がある場合) (21 項(b)(iii))
- IFRS 第 12 号によれば、個々には重要性のない関連会社に対する投資に関する次の財務情報を開示しなければならないとされている (B16 項)。
 - ✓ 持分法で会計処理している個々には重要性のないすべての関連会社に対する持分の帳簿価額の総額
 - ✓ 当該関連会社の次の金額に対する自らの持分の総額
 - (a) 継続事業からの純損益
 - (b) 非継続事業からの税引後の純損益
 - (c) その他の包括利益
 - (d) 包括利益合計

【表 16-4】 持分法で会計処理している重要性のある関連会社の要約財務情報及び持分の帳簿価額との調整表

(説明)

- 上記 IFRS 第 12 号 21 項 (a) (iv)、21 項 (b) (iii)、B12 項 (a) 及び B14 項 (b) の規定に基づき、持分法で会計処理している重要性のある関連会社から受け取った配当、当該関連会社の要約財務情報及び持分の帳簿価額との調整について表形式により開示する例を以下に示している。

BB 社

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
受け取った配当		
所有持分割合	%	%
流動資産		
非流動資産		
流動負債		
非流動負債		
純資産 (100%)		
純資産に対する当社グループの持分相当額		
未実現利益の消去		
関連会社への投資の帳簿価額		
収益		
純損益		
その他の包括利益合計		
包括利益		
公正価値		

【表 16-5】 持分法で会計処理している個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額総額及びグループの持分総額

(説明)

- 上記 IFRS 第 12 号 B16 項の規定に基づき、持分法で会計処理している個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額総額及びグループの持分総額について表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
関連会社への投資の帳簿価額総額		
グループの持分総額		
純損益		
その他の包括利益合計		
包括利益		

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳及び増減内容

- IAS 第 12 号「法人所得税」によれば、財政状態計算書に認識した繰延税金資産及び繰延税金負債について、各タイプの一時的差異並びに各タイプの税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除として、次の項目を開示しなければならないとされている (81 項 (g))。
- (i) 表示する各期間の財政状態計算書に認識した繰延税金資産及び負債の額
 - (ii) 損益計算書又は包括利益計算書に認識した繰延税金収益又は費用の額 (財政状態計算書に認識した金額の変動からは明らかでない場合)

【表 17-1】繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳及び増減内容

(説明)

- 上記 IAS 第 12 号 81 項 (g) の規定に基づき、各タイプの一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の期首から期末までの増減内容を表形式により開示する例を以下に示している。
- IAS 第 12 号では、一時差異のタイプ、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除のタイプがどのようなものであるかは示されていない。
- ここでは、実例を参考に、一時差異が関連する資産又は負債の種類ごとに分類する方法に基づく例を以下に示している。

(自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	純損益に 認識	その他の 包括利益に 認識	その他	期末 残高
繰延税金資産					
棚卸資産					
有形固定資産					
確定給付に係る負債					
引当金					
未払費用					
その他					
税務上の繰越欠損金					
合計					
繰延税金負債					
有形固定資産					
その他					
合計					
純額					

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	純損益に 認識	その他の 包括利益に 認識	その他	期末 残高
繰延税金資産					
棚卸資産					
有形固定資産					
確定給付に係る負債					
引当金					
未払費用					
その他					
税務上の繰越欠損金					
合計					
繰延税金負債					
有形固定資産					
その他					
合計					
純額					

② 未認識の繰延税金資産及び繰延税金負債

- IAS 第 12 号によれば、次の事項を開示しなければならないとされている。
 - ✓ 財政状態計算書に繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額（及び、もしあれば失効日）(81 項(e))
 - ✓ 繰延税金負債を認識していない、子会社、支店及び関連会社に対する投資等に係る一時差異の総合計額 (81 項(f))

【表 17-2】 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除

(説明)

- 上記 IAS 第 12 号 81 項(e)の規定に基づき、繰延税金資産を認識していない「将来減算一時差異」、「税務上の繰越欠損金」及び「繰越税額控除」について表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
将来減算一時差異		
税務上の繰越欠損金		
繰越税額控除		
合計		

【表 17-3】 繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効期限別の内訳

(説明)

- 上記 IAS 第 12 項 81 項(e)の規定に基づき、繰延税金資産を計上していない税務上の繰越欠損金の失効日について、表形式により開示する例を以下に示している。
- IAS 第 12 号では、失効日についてどのように分類して注記すべきか示されていない。
- ここでは、実例を参考に、1 年目から 4 年目までを 1 年ごとに分類し、これに 5 年目以降の分類を加えた 5 分類とする例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
1 年目		
2 年目		
3 年目		
4 年目		
5 年目以降		
合計		

(2) 法人所得税費用

① 法人所得税費用の主な内訳

- IAS 第 12 号によれば、税金費用（収益）の主要な内訳を開示しなければならないとされており（79 項）、税金費用（収益）の内訳として、次の例が示されている（80 項）。
 - (a) 当期税金費用（収益）
 - (b) 過去の期の当期税金について当期中に認識された修正
 - (c) 一時差異の発生と解消に係る繰延税金費用（収益）の額
 - (d) 税率の変更又は新税の賦課に係る繰延税金費用（収益）の額
 - (e) 当期税金費用の減額に使用した、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額
 - (f) 繰延税金費用の減額に使用した、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額
 - (g) 繰延税金資産の評価減又は以前に計上した評価減の戻入れにより生じた繰延税金費用
- IAS 第 12 号によれば、非継続事業に関して、次に係る税金費用を開示しなければならないとされている（81 項(h)）。
 - (i) 廃止に伴う利得又は損失
 - (ii) 非継続事業の当期中の経常的活動からの純損益

【表 17-4】 法人所得税費用の主な内訳

(説明)

- 上記 IAS 第 12 号 79 項及び 80 項の規定に基づき、法人所得税費用の主な内訳を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
当期税金費用		
当期		
過去の期の当期税金についての修正		
(当期税金費用小計)		
繰延税金費用		
一時差異の発生と解消		
税率の変更		
その他		
(繰延税金費用小計)		
法人所得税費用合計		

② その他の包括利益又は資本に認識した法人所得税

- IAS 第 12 号によれば、その他の包括利益の各内訳項目に係る法人所得税の金額を開示しなければならないとされている (81 項(ab))。
- また、IAS 第 12 号によれば、資本に直接に借方計上又は貸方計上した項目に係る当期税金及び繰延税金の合計額を開示しなければならないとされている (81 項(a))。

(説明)

- 上記 IAS 第 12 号 81 項(ab)の規定に基づく注記については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-29. その他の包括利益【表 29】」に記載している。

③ 税金費用 (収益) と会計上の利益との関係の説明

- IAS 第 12 号によれば、税金費用 (収益) と会計上の利益との関係について、次の様式のいずれか又は両方により説明しなければならないとされている (81 項(c))。
 - (i) 会計上の利益に適用税率を乗じて得られる額と税金費用 (収益) との間の数字的調整
 - (ii) 平均実際負担税率と適用税率との間の数字的調整
- なお、いずれの様式による場合であっても、適用税率の計算根拠も併せて開示しなければならないとされている (81 項(c)(i)及び(ii)カッコ書き)。
- さらに、IAS 第 12 号によれば、前期と比較した適用税率の変動についての説明を開示しなければならないとされている (81 項(d))。

【表 17-5】 平均実際負担税率と適用税率との間の調整

- 上記 IAS 第 12 号 81 項(c)(ii)の規定に基づき、税率ベースの調整を表形式により開示する例を以下に示している。

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
適用税率	%	%
海外子会社における税率の影響	%	%
持分法投資損益	%	%
永久に損金に算入されない項目	%	%
永久に益金に算入されない項目	%	%
税率変更による影響	%	%
その他	%	%
平均実際負担税率	%	%

④ 繰延税金資産の金額とその認識の根拠

- IAS 第 12 号によれば、次の場合に、繰延税金資産の金額とその認識の根拠となる証拠の内容を開示しなければならないとされている (82 項)。
 - (a) 当該繰延税金資産を活用できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を上回る将来の課税所得の有無に依存しており、かつ
 - (b) 企業が、当該繰延税金資産に関係する課税法域において、当期又は前期に損失を生じている。

18. 営業債務及びその他の債務

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、財政状態計算書又は注記のいずれかにおいて、各表示項目のより詳細な下位分類を、企業の営業活動について適切と思われる方法で分類して開示しなければならないとされている（77項）。
- IFRS 第7号「金融商品：開示」によれば、IFRS 第9号「金融商品」で特定されている次の区分ごとの帳簿価額を、財政状態計算書か注記において開示しなければならないとされている（8項）。
(g) 償却原価で測定する金融負債

【表 18】 営業債務及びその他の債務

(説明)

- IAS 第1号では、営業債務及びその他の債務をどのように分類すべきかは示されていない。
- ここでは、実例を参考に科目を分類した上で、各々の帳簿価額及び合計額を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015年3月31日	2016年3月31日
支払手形		
買掛金		
未払金		
合計		

19. 社債及び借入金

- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」によれば、財務諸表の利用者が財政状態及び業績に対する金融商品の重要性を評価することができるような情報を開示しなければならないとされている（7 項）。
- IFRS 第 7 号によれば、IFRS 第 9 号「金融商品」で特定されている次の区分ごとの帳簿価額を、財政状態計算書か注記において開示しなければならないとされている（8 項）。
 - (g) 償却原価で測定する金融負債

【表 19】社債及び借入金

（説明）

- IFRS 第 7 号では、社債及び借入金の内訳についてどのように開示すべきかは示されていない。
- ここでは、実例を参考に、社債及び借入金の帳簿価額、平均金利及び返済期限に関する情報を表形式により開示する例を以下に示している。

（単位：百万円）

種類	平均金利	返済期限	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
短期借入金		—		
1 年以内償還社債		—		
長期借入金				
社債				
その他				
合計				

20. その他の金融負債

(1) 金融負債の区分

- IFRS 第7号「金融商品：開示」によれば、IFRS 第9号「金融商品」で特定されている次の区分ごとの帳簿価額を、財政状態計算書か注記において開示しなければならないとされている（8項）。
- (e) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下に区分して表示）
 - (i) 当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの
 - (ii) IFRS 第9号の売買目的保有の定義に該当するもの
 - (g) 償却原価で測定する金融負債

【表 20-1】 その他の金融負債の区分ごとの帳簿価額

(説明)

- 上記 IFRS 第7号8項の規定に基づき、IFRS 第9号（2013年）の分類及び測定に従った金融負債の区分を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015年3月31日	2016年3月31日
償却原価で測定する金融負債		
ファイナンス・リース債務		
その他		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ		
合計		

(2) 借手のファイナンス・リース

- IAS 第 17 号「リース」によれば、借手は、ファイナンス・リースについて、次の事項を開示しなければならないとされている (31 項)。
- (b) 報告期間の末日現在における将来の最低リース料総額の合計とそれらの現在価値との調整表 (1 年以内、1 年超 5 年以内、5 年超の各期間について)
 - (c) 期中に費用として認識した変動リース料
 - (d) 報告期間の末日現在の解約不能サブリース契約に基づいて受け取ると予想される将来の最低サブリース料の合計
 - (e) 借手の重要性があるリース契約に関する、少なくとも次の事項を含む一般的な記述
 - (i) 未払変動リース料の算定の基礎
 - (ii) 更新又は購入選択権及びエスカレーション条項の有無と条件
 - (iii) リース契約により課された制限 (配当、追加借入及び追加のリースに関する制限など)

【表 20-2】借手のファイナンス・リース

(説明)

- 上記 IAS 第 17 号 31 項 (b) の規定に基づき、借手のファイナンス・リースについて将来最低リース料総額の合計と現在価値との調整を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	2015 年 3 月 31 日		2016 年 3 月 31 日	
	将来最低リース料	現在価値	将来最低リース料	現在価値
1 年以内				
1 年超 5 年以内				
5 年超				
合計				
控除-利息相当額		—		—
ファイナンス・リース債務				

21. 引当金

(1) 引当金の種類ごとの調整表

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」によれば、引当金の種類ごとに、次の事項を開示しなければならないとされている（84 項）。なお、比較情報の開示は要求されていない。
- (a) 期首と期末における引当金の帳簿価額
 - (b) 当期中の引当金増加額（既存の引当金の増加も含む）
 - (c) 当期中に使用した金額（発生し、引当金と相殺した額）
 - (d) 当期中に未使用で取り崩した金額
 - (e) 当期中に割引後の金額について時の経過により生じた増加額及び割引率の変更の影響額

【表 21】引当金の種類ごとの調整表

（説明）

- 上記 IAS 第 37 号 84 項の規定に基づき、引当金の種類として「資産除去債務」及び「製品保証引当金」を例示した上で、種類ごとの調整を表形式により開示する例を以下に示している。

（自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	資産除去債務	製品保証引当金	合計
期首残高			
期中増加額			
期中減少額（目的使用）			
期中減少額（戻入れ）			
割引計算の期間利息費用			
その他（在外営業活動体の外貨換算差額）			
期末残高			

(2) 引当金の種類ごとの情報

- IAS 第 37 号によれば、引当金の種類ごとに、次の事項を開示しなければならないとされている（85 項）。
- (a) 債務の内容についての簡潔な説明及びそれにより生じる経済的便益の流出が見込まれる時期
 - (b) 当該流出の金額又は時期についての不確実性の指標
 - (c) 予想される補填の金額（その予想される補填について認識した資産の金額を記述）

(3) その他の事項

- IAS 第 37 号によれば、極めて稀な場合ではあるが、引当金に関する開示が、他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予想される場合には開示する必要はないが、係争の全般的な内容、情報を開示しなかった旨及びその理由を開示しなければならないとされている（92 項）。

22. 従業員給付

(1) 退職後給付

【はじめに】

- IAS 第 19 号「従業員給付」によれば、退職後給付制度は、主要な規約や条件に由来する制度の経済的実質により、確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかに分類されることとされている (27 項)。
- 本開示例では、確定拠出制度に比べて確定給付制度の方が開示すべき事項が多岐にわたることを踏まえ、確定給付制度を採用する場合における例示を記載している。
- なお、確定拠出制度を採用する場合には、確定拠出制度に関して費用として認識した金額を開示しなければならないとされている (53 項)。

① 確定給付制度の特徴及び関連するリスク

- IAS 第 19 号によれば、次の事項を開示しなければならないとされている (139 項)。
 - (a) 確定給付制度の特徴に関する情報。これには次のようなものが含まれる。
 - (i) 制度が支給する給付の内容
 - (ii) 制度が運営されている規制の枠組み
 - (iii) 制度のガバナンスに対する他の企業の責任 (例えば、制度の受託者又は執行機関の責任)
 - (b) 企業が制度によって晒されているリスク及びリスクの著しい集中に関する記述
 - (c) 制度改訂、縮小及び清算に関する記述

② 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

- IAS 第 19 号によれば、確定給付負債 (資産) の純額として、(i) 制度資産、(ii) 確定給付制度債務の現在価値、(iii) 資産上限額の影響のそれぞれについて、期首残高から期末残高までの調整表を示さなければならないとされている (140 項)。
- また、140 項における各調整表では、該当がある場合、次の項目を示さなければならないとされている (141 項)。
 - (a) 当期勤務費用
 - (b) 利息収益又は利息費用
 - (c) 確定給付負債 (資産) の純額の再測定 (以下に区別して表示)
 - (i) 制度資産に係る収益 (上記 (b) を除く)
 - (ii) 人口統計上の仮定 (※) の変更により生じた数理計算上の差異
 - (iii) 財務上の仮定 (※) の変更により生じた数理計算上の差異
 - (iv) 確定給付資産の純額を資産上限額までに制限していることの影響額の変動 (上記 (b) を除く)
 - (d) 過去勤務費用及び清算損益
 - (e) 外国為替レートの変動の影響
 - (f) 制度への拠出 (事業主によるものと制度加入者によるものとを区別して表示)
 - (g) 制度からの支払
 - (h) 企業結合及び処分の影響額

(※) IAS 第 19 号 76 項によれば、人口統計上の仮定及び財務上の仮定として、それぞれ主に以下のものが挙げられている。

- ✓ 人口統計上の仮定：(i) 死亡率、(ii) 従業員の離職、身体障害及び早期退職の比率
- ✓ 財務上の仮定：(i) 割引率、(ii) 給付水準 (従業員が負担する給付費用を除く) 及び将来の給与

【表 22-1】確定給付制度債務及び制度資産の調整表

(説明)

- 上記(1)②に記載した IAS 第 19 号 140 項及び 141 項の規定に基づき、確定給付制度債務及び制度資産の期首及び期末の調整表の例を以下に示している。

確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期首残高		
当期勤務費用		
利息費用		
数理計算上の差異		
人口統計上の仮定の変更により生じた数理 計算上の差異		
財務上の仮定の変更により生じた数理計算 上の差異		
制度からの支払		
企業結合による影響		
在外営業活動体の外貨換算差額		
期末残高		

制度資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期首残高		
利息収益		
制度資産に係る収益 (上記利息収益を除く)		
事業主による制度への拠出		
制度加入者による制度への拠出		
制度からの支払		
企業結合による影響		
在外営業活動体の外貨換算差額		
期末残高		

③ 制度資産の公正価値の内訳

<p>➤ IAS 第 19 号によれば、制度資産の公正価値を、それらの資産の性質及びリスクで区分した種類に分類し、さらにそれぞれの種類を、活発な市場における公表市場価格があるものとなないものに細分化しなければならないとされており、次のものを区別することが考えられるとされている（142 項）。</p> <p>(a) 現金及び現金同等物</p> <p>(b) 資本性金融商品（業種、会社規模、地域等で分解）</p> <p>(c) 負債性金融商品（発行者の種類、信用度、地域等で分解）</p> <p>(d) 不動産（地域等で分解）</p> <p>(e) デリバティブ（契約における基礎となるリスクで分解（例えば、金利契約、為替契約、持分証券契約、信用契約、長寿スワップ等））</p> <p>(f) 投資ファンド（ファンドの種類で分解）</p> <p>(g) 資産担保証券</p> <p>(h) 仕組み債券</p>
--

【表 22-2】 制度資産の公正価値の内訳

（説明）

- 上記 IAS 第 19 号 142 項の規定に基づき、制度資産の公正価値の内訳を表形式により開示する例を以下に示している。なお、資本性金融商品及び負債性金融商品については、「国内」と「海外」に区分する例を示している。

（単位：百万円）

	2015 年 3 月 31 日		2016 年 3 月 31 日	
	活発な市場における公表市場価格があるもの	活発な市場における公表市場価格がないもの	活発な市場における公表市場価格があるもの	活発な市場における公表市場価格がないもの
現金及び現金同等物				
資本性金融商品				
国内				
海外				
負債性金融商品				
国内				
海外				
その他				
合計				

④ 重要な数理計算上の仮定

➤ IAS 第 19 号によれば、確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定を開示しなければならないとされている（144 項）。

【表 22-3】重要な数理計算上の仮定

（説明）

- 上記 IAS 第 19 号 144 項の規定に基づき、重要な数理計算上の仮定を表形式により開示する例を以下に示している。なお、IAS 第 19 号では、数理計算上の仮定として多くの項目が挙げられている（（1）②に記載した IAS 第 19 号 76 項参照）が、以下では、「割引率」と「昇給率」を例として示している。

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
割引率	%	%
昇給率	%	%

⑤ 感応度分析

➤ IAS 第 19 号によれば、次の事項を開示しなければならないとされている（145 項）。
 (a) 報告期間の末日時点の重要な数理計算上の仮定のそれぞれについての感応度分析
 (b) 感応度分析の作成に使用した方法及び仮定、並びに当該方法の限界
 (c) 前期の感応度分析の作成に使用した方法及び仮定からの変更、並びに当該変更の理由

【表 22-4】感応度分析

（説明）

- 上記 IAS 第 19 号 145 項(a)の規定に基づき、感応度分析を表形式により開示する例を以下に示している。なお、以下では、対象とする仮定を「割引率」とし、仮定の変化幅を±0.5%として表形式により開示する例を示している。

（単位：百万円）

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
割引率が 0.5%上昇した場合		
割引率が 0.5%低下した場合		

⑥ 確定給付制度が企業の将来キャッシュ・フローに与える影響

➤ IAS 第 19 号によれば、確定給付制度が企業の将来キャッシュ・フローに与える影響の指標を示すために次の事項を開示しなければならないとされている（147 項）。
 (a) 将来の拠出に影響する積み立ての取り決め及び積み立て方針
 (b) 翌年次報告期間における当該制度への予想拠出額
 (c) 確定給付制度債務の満期構成に関する情報。これには、確定給付制度債務の加重平均デュレーションが含まれる

⑦ 複数事業主制度

- IAS 第 19 号によれば、複数事業主の確定給付制度に加入している場合には、次の事項を開示しなければならないとされている（148 項）。
 - (a) 積立ての取決めの記述（拠出率の算定に用いている方法及び最低積立要件を含む）
 - (b) 当該複数事業主制度の規約及び条件により、他の企業の債務について責任を負う可能性のある範囲に関する記述
 - (c) 次のことによる積立不足又は積立超過についての合意された配分の記述
 - (i) 制度の解散
 - (ii) 企業の制度からの脱退
- 複数事業主の確定給付制度について、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないときには、確定拠出制度であるかのように会計処理したうえで、上記 148 項(a)から(c)の規定に従った情報に加え、以下の情報を開示しなければならないとされている（34 項、148 項(d)）。
 - (i) 当該制度が確定給付制度である旨
 - (ii) 当該制度を確定給付制度として会計処理するのに十分な情報を入手できない理由
 - (iii) 翌年次報告期間における当該制度への予想拠出額
 - (iv) 将来の拠出に影響する可能性のある当該制度の積立不足又は積立超過に関する情報
 - (v) 他の加入企業と比較した企業の当該制度への加入水準の指標

(2) その他の従業員給付

- IAS 第 19 号によれば、短期従業員給付、その他の長期従業員給付及び解雇給付について特定の開示は要求されていないが（25 項、158 項、171 項）、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」では、経営幹部への従業員給付を開示しなければならないとされている（17 項）ほか、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、費用を機能別に分類している場合、従業員給付費用の内容に関する追加情報を開示しなければならないとされている（104 項）。

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金並びに自己株式

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」によれば、下記の事項を財政状態計算書もしくは持分変動計算書、又は注記のいずれかにおいて開示しなければならないとされている（79 項）。
- (a) 株式資本のクラスごとに
 - (i) 授権株式数
 - (ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数
 - (iii) 1 株当たりの額面金額又は無額面である旨
 - (iv) 発行済株式総数の期中における変動内訳
 - (v) そのクラスの株式に付されている権利、優先権及び制限（配当支払及び資本の払戻しの制限を含む）
 - (vi) 自己株式及び子会社又は関連会社保有の自社株式
 - (vii) オプション契約による発行及び売渡契約のための留保株式（契約条件及び金額含む）
 - (b) 資本に含まれている剰余金のそれぞれの内容及び目的

【表 23】 資本金及び資本剰余金並びに自己株式

(説明)

- 上記 IAS 第 1 号 79 項(a)の規定に基づき、資本に係る情報を表形式により開示する例を以下に示している。

資本金及び資本剰余金

	授権株式数 (無額面普通株式) (株)	発行済株式数 (無額面普通株式) (株)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
2014 年 4 月 1 日残高				
増減				
2015 年 3 月 31 日残高				
増減				
2016 年 3 月 31 日残高				

自己株式

	株式数 (株)	金額 (百万円)
2014 年 4 月 1 日残高		
増減		
2015 年 3 月 31 日残高		
増減		
2016 年 3 月 31 日残高		

(2) 自己資本管理

- IAS 第1号によれば、自己資本の管理に関する企業の目的、方針及び手続を開示することが要求され、経営幹部に内部的に提供される情報を基礎として、次の事項を開示しなければならないとされている（134項、135項）。
- (a) 以下を含む定性的情報
 - (i) 企業が何を自己資本として管理しているかの説明
 - (ii) 企業が外部から課された自己資本規制の対象となっている場合には、当該規制の内容、及び当該規制が自己資本の管理にどのように組み込まれているのか
 - (iii) 企業はどのように自己資本管理の目的を達成しているのか
 - (b) 企業が自己資本として管理しているものに関する定量的データの要約
 - (c) 上記(a)及び(b)について、前期からの変更
 - (d) 当期中に、企業が対象となっている外部から課された自己資本規制を遵守したかどうか
 - (e) そのような外部から課された自己資本規制を遵守していない場合には、その非遵守の影響

24. 配当金

(1) 前年度及び当年度における配当金支払額

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」によれば、持分変動計算書又は注記のいずれかにおいて、以下の情報を表示しなければならないとされている（107 項）。
 - ✓ 当期中に所有者への分配として認識した配当額
 - ✓ 関連する 1 株当たりの配当金額

【表 24-1】前年度及び当年度における配当金支払額

(説明)

- 上記 IAS 第 1 号 107 項の規定に基づき、期中配当額及び 1 株当たりの配当金額等を表形式により開示する例を以下に示している。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014 年 6 月〇日 定時株主総会					2014 年 3 月〇日	2014 年 6 月〇日
2014 年 10 月〇日 取締役会					2014 年 9 月〇日	2014 年 10 月〇日
2015 年 6 月〇日 定時株主総会					2015 年 3 月〇日	2015 年 6 月〇日
2015 年 10 月〇日 取締役会					2015 年 9 月〇日	2015 年 10 月〇日

(2) 配当の効力発生日が翌年度以降の配当金

- IAS 第 1 号によれば、配当の効力発生日が翌年度以降となる場合には、注記において次の事項を開示しなければならないとされている（137 項）。
 - (a) 財務諸表の発行の承認前に提案又は宣言したが、当期中に所有者への配分として認識していない配当の金額、及び関連する 1 株当たりの金額
 - (b) 認識していない累積型優先配当の金額
- また、IAS 第 12 号「法人所得税」によれば、財務諸表の発行が承認される前に提案又は宣言したが、財務諸表に負債として認識していない株主への配当の法人所得税への影響の金額を開示しなければならないとされている（81 項(i)）。

【表 24-2】効力発生日が翌年度以降の配当金

(説明)

- 上記 IAS 第 1 号 137 項(a)の規定に基づき、効力発生日が翌年度以降となる配当額及び 1 株当たりの配当金額等を表形式により開示する例を以下に示している。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016 年 6 月〇日 定時株主総会					2016 年 3 月〇日	2016 年 6 月〇日

25. 売上収益

- IAS 第 18 号「収益」によれば、以下を含む、報告期間中に認識された収益の重要な区分ごとの金額を開示しなければならないとされている（35 項(b)）。
- (i) 物品の販売
 - (ii) サービスの提供
 - (iii) 利息
 - (iv) ロイヤルティ
 - (v) 配当

【表 25】売上収益

(説明)

- 上記 IAS 第 18 号 35 項(b)の規定に基づき、収益を「物品の販売」及び「サービスの提供」に区分して表形式により開示する例を以下に示している。
- なお、利息及び配当については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-28. 金融収益及び金融費用【表 28】」に記載している。

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
物品の販売		
サービスの提供		
合計		

26. 販売費及び一般管理費

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、収益又は費用の項目に重要性がある場合には、その内容及び金額を個別に開示しなければならないとされている（97項）。
- また、費用を機能別に分類している場合、減価償却費、償却費、従業員給付費用などの費用の内容に関して、追加情報を開示しなければならないとされている（104項）。

【表 26】販売費及び一般管理費

(説明)

- 本開示例の連結損益計算書では、費用を機能別に分類して表示していることから、IAS 第1号 104項に基づいた開示が必要となる。
- 一方で、IAS 第1号によれば、費用を具体的にどのように開示すべきかについて示されていない。本開示例では、実例を参考に、費用の性質別の内訳を単一の表形式として示していない。なお、以下のとおり各注記項目において関連規定を示している。
 - ✓ 減価償却費については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記－13. 有形固定資産（1）①」参照
 - ✓ 償却費については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記－14. のれん及び無形資産（3）」参照
 - ✓ 従業員給付費用については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記－22. 従業員給付（2）」参照
- ここでは、実例を参考に、費用のうち、販売費及び一般管理費として区分されているものを性質別に分類した上で、各々の金額及び合計額を表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
人件費		
減価償却費及び償却費		
広告宣伝費		
旅費交通費		
賃借料		
その他		
合計		

27. その他の収益及びその他の費用

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、収益又は費用の項目に重要性がある場合には、その内容及び金額を個別に開示しなければならないとされている（97項）。
- また、IAS 第1号によれば、収益又は費用の項目の個別の開示を生じさせる状況には、次のようなものがあるとされている（98項）。
 - (a) 棚卸資産の正味実現可能価額への評価減、又は有形固定資産の回収可能価額への評価減並びに当該評価減の戻入れ
 - (b) 企業の活動のリストラクチャリング及びリストラクチャリングのコストに係る引当金の戻入れ
 - (c) 有形固定資産項目の処分
 - (d) 投資の処分
 - (e) 非継続事業
 - (f) 訴訟の解決
 - (g) 引当金のその他の戻入れ

【表 27】 その他の収益及びその他の費用

(説明)

- 上記 IAS 第1号 98 項の規定を基礎としつつ、实例を参考に、その他の収益及びその他の費用を分類した上で、各々の金額及び合計額を表形式により開示する例を以下に示している。

その他の収益

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
受取賃貸料		
補助金収入		
固定資産売却益		
その他		
合計		

その他の費用

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
減損損失		
固定資産除却損		
その他		
合計		

28. 金融収益及び金融費用

- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」によれば、損益計算書又は包括利益計算書並びに注記のいずれかにおいて、次の収益、費用、利得又は損失項目を開示しなければならないとされている（20 項）。
 - (a) 以下に係る正味利得又は正味損失
 - (i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債
 - (v) 償却原価で測定する金融負債
 - (vi) 償却原価で測定する金融資産
 - (vii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
 - (b) 償却原価で測定する金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融負債に係る金利収益総額及び金利費用総額（実効金利法により計算）
- IFRS 第 7 号によれば、償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた、損益計算書に認識された利得又は損失の分析を開示しなければならないとされている。なお、利得と損失とを区分して示す必要があり、また、それらの金融資産の認識の中止を行った理由を含める必要がある（20A 項）。
- IAS 第 18 号「収益」によれば、以下を含む、報告期間中に認識された収益の重要な区分ごとの金額を開示しなければならないとされている（35 項 (b)）。
 - (i) 物品の販売
 - (ii) サービスの提供
 - (iii) 利息
 - (iv) ロイヤルティ
 - (v) 配当

【表 28】金融収益及び金融費用

(説明)

- 上記 IFRS 第 7 号 20 項の規定を基礎としつつ、実例を参考に、金融資産又は金融負債に係る正味利得又は正味損失である「有価証券損益」及び「デリバティブ損益」を金融収益に含めた上で、金融収益及び金融費用を表形式で開示する例を以下に示している。
- なお、上記 IAS 第 18 号 35 項(b)のうち、以下では利息及び配当について示しており、その他の事項については「Ⅲ. 連結財務諸表注記-25. 売上収益【表 25】」にて記載している。

金融収益

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
受取利息		
償却原価で測定する金融資産		
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産		
有価証券損益		
純損益を通じて公正価値で測定する金 融資産		
デリバティブ損益		
その他		
合計		

金融費用

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
支払利息		
償却原価で測定する金融負債		
その他		
合計		

29. その他の包括利益

- IAS 第1号「財務諸表の表示」によれば、その他の包括利益の各項目（組替調整額を含む）に関連する法人所得税の金額を、包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて表示しなければならないとされている（90項）。
- また、IAS 第1号によれば、その他の包括利益の内訳項目に係る組替調整額を、包括利益計算書又は注記において開示しなければならないとされている（92項、94項）。

【表 29】 その他の包括利益

（説明）

- 上記 IAS 第1号 90項、92項及び94項の規定に基づき、その他の包括利益の各項目に係る当期発生額、組替調整額及び税効果の影響額を本注記において表形式により開示する例を以下に示している。

（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（単位：百万円）

	当期 発生額	組替 調整額	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後
純損益に振り替えられることのない項目					
確定給付制度の再測定		—			
その他の包括利益を通じて測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額		—			
持分法によるその他の包括利益		—			
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の外貨換算差額					
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分					
持分法によるその他の包括利益					
合計					

（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

	当期 発生額	組替 調整額	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後
純損益に振り替えられることのない項目					
確定給付制度の再測定		—			
その他の包括利益を通じて測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額		—			
持分法によるその他の包括利益		—			
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の外貨換算差額					
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分					
持分法によるその他の包括利益					
合計					

30. 1株当たり利益

(1) 1株当たり利益の表示

- IAS 第 33 号「1株当たり利益」によれば、1株当たり利益の表示及び開示に関して以下のとおり規定されている。
 - ✓ 損益計算書に、基本的及び希薄化後 1株当たり利益を、親会社の普通株主に帰属する継続事業からの純損益について、また、親会社の普通株主に帰属する純損益について表示しなければならない (66 項)。
 - ✓ 基本的及び希薄化後の 1株当たり利益の金額がマイナス (1株当たりの損失) であっても、表示しなければならない (69 項)。

(説明)

- 上記 IAS 第 33 号 66 項の規定に基づき、基本的及び希薄化後 1株当たり利益を連結損益計算書において表示している。

(2) 1株当たり利益の算定上の基礎

- IAS 第 33 号によれば、1株当たり利益の算定上の基礎に関して以下の事項を開示しなければならないとされている (70 項)。
 - (a) 基本的 1株当たり利益及び希薄化後 1株当たり利益の計算にあたり、分子として用いた金額と、親会社に帰属する純利益への調整
 - (b) 基本的 1株当たり利益の計算にあたり分母として用いた加重平均普通株式数と、希薄化後 1株当たり利益の計算にあたり分母として用いた加重平均普通株式数との調整

なお、上記 (a) 及び (b) の開示は、調整を行った金融商品の種類ごとに個別に開示しなければならないとされている。

 - (c) 将来、基本的 1株当たり利益を希薄化させる可能性があるが、当期においては逆希薄化効果 (1株当たり利益の増加又は 1株当たり損失の減少) を有するために希薄化後 1株当たり利益の計算に含めなかった金融商品
 - (d) 報告期間後に発生したが、報告期間の末日前に発生していたとしたら、発行済普通株式数又は潜在的普通株式数を大きく変動させていたであろう取引の説明 (例：現金払込による新株発行、オプション、ワラント又は転換可能金融商品の発行など)

【表 30-1】基本的 1 株当たり利益の算定上の基礎

(説明)

- 上記 IAS 第 33 号 70 項(a)及び(b)の規定に基づき、基本的 1 株当たり利益に関する算定の基礎を表形式により開示する例を以下に示している。

親会社の普通株主に帰属する当期利益

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
親会社の所有者に帰属する当期利益		
親会社の普通株主に帰属しない当期利益		
基本的 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期利益		

期中平均普通株式数

(単位：千株)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期中平均普通株式数		

【表 30-2】希薄化後 1 株当たり利益の算定上の基礎

(説明)

- 上記 IAS 第 33 号 70 項(a)及び(b)の規定に基づき、希薄化後 1 株当たり利益に関する算定の基礎を表形式により開示する例を以下に示している。

希薄化後の親会社の普通株主に帰属する当期利益

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
基本的 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期利益		
希薄化後 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期利益への調整額		
希薄化後 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期利益		

希薄化後の期中平均普通株式数

(単位：千株)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期中平均普通株式数		
ストック・オプションによる増加		
希薄化後の期中平均普通株式数		

31. 非資金取引

- IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」によれば、現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外し、投資及び財務活動に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しなければならないとされている（43項）。
- なお、IAS 第7号によれば、現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引（非資金取引）の例には、次のものがあるとされている（44項）。
 - (a) 取得する資産に直接関連する負債の引受け又はファイナンス・リースによる資産の取得
 - (b) 持分の発行による企業の取得
 - (c) 負債の資本への転換

【表 31】非資金取引

（説明）

- 上記 IAS 第7号 43項及び 44項の規定に基づき、ファイナンス・リースによる資産の取得金額を表形式により開示する例を以下に示している。

（単位：百万円）

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
ファイナンス・リースによる資産の取得		

32. 株式報酬

(1) 株式報酬契約の内容及び範囲

- IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」によれば、持分決済型株式報酬取引、現金決済型株式報酬取引、現金又は持分決済の選択権がある株式報酬取引が規定されている（2 項）。
- IFRS 第 2 号によれば、報告期間中に存在していた株式に基づく報酬契約の内容及び範囲として、次の事項を開示しなければならないとされている（45 項）。
 - (a) 年度中のいずれかの時点において存在していた株式に基づく報酬契約の各種類に関する次のような全般的契約条件
 - (i) 各契約の権利確定条件
 - (ii) 付与されたオプションの最大期間
 - (iii) 決済方法（現金決済か持分決済）
 - (b) 次のグループごとのオプションの数と加重平均行使価格
 - (i) 期首残高
 - (ii) 期中の付与
 - (iii) 期中の失効
 - (iv) 期中の行使
 - (v) 期中の満期消滅
 - (vi) 期末残高
 - (vii) 期末現在の行使可能残高
 - (c) 期中に権利が行使されたストック・オプションについて、権利行使日時点の加重平均株価（オプションが報告期間を通じて一定のペースで行使された場合には、これに代えて期中の加重平均株価を開示することができる）
 - (d) 期末時点で残っているストック・オプションについては、行使価格の範囲と残存契約年数の加重平均（行使価格の幅が広い場合には、発行される可能性のある追加的な株式の数と範囲及びそれらのオプションの行使により受け取る可能性のある現金を検討するのに有用な価格帯ごとに、未行使オプションを区分しなければならない）

【表 32-1】 株式報酬契約の内容及び範囲

(説明)

- 上記 IFRS 第 2 号 45 項(b)の規定に基づき、「オプション数」と「加重平均行使価格」を表形式により開示する例を以下に示している。

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日		自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日	
	オプション数	加重平均 行使価格 (円)	オプション数	加重平均 行使価格 (円)
期首残高				
期中の付与				
期中の失効				
期中の行使				
期中の満期消滅				
期末残高				
期末現在の行使可能残高				

(2) 公正価値測定

- IFRS 第 2 号によれば、資本性金融商品を対価として受け取った財又はサービスの公正価値を、付与した資本性金融商品の公正価値を参照して間接的に測定している場合には、次の事項を開示しなければならないとされている (47 項)。
 - (a) 期中に付与したストック・オプションについて、以下のような測定日時点の加重平均公正価値と公正価値の測定方法
 - (i) 使用したオプション価格算定モデル及び当該モデルに対する入力値
 - (ii) 予想ボラティリティの算定方法 (予想ボラティリティが実績ボラティリティにどの程度基づいているかを含む)
 - (iii) 株式市場条件などオプション付与のその他の特徴が公正価値の測定に織り込まれているかどうか、及びその場合の方法
 - (b) 期中に付与したストック・オプション以外の資本性金融商品について、測定日時点での資本性金融商品の数と加重平均公正価値、及びその公正価値の算定方法

【表 32-2】公正価値測定

(説明)

- 上記 IFRS 第 2 号 47 項 (a) の規定に基づき、期中に付与したストック・オプションの測定日時点の加重平均公正価値等を表形式により開示する例を以下に示している。

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
加重平均公正価値 (円)		
使用したオプション価格算定モデル		
加重平均株価 (円)		
行使価格 (円)		
予想ボラティリティ	%	%
オプションの残存期間	年	年
予想配当率	%	%
リスクフリー利子率	%	%

(3) 純損益及び財政状態への影響

- IFRS 第 2 号によれば、株式に基づく報酬取引が純損益及び財政状態に与えた影響として、次の事項を開示しなければならないとされている (51 項)。
 - (a) 受け取った財又はサービスが資産としての認識の要件を満たさないことにより直ちに費用として認識された株式に基づく報酬取引から生じた、当期に認識した費用の総額 (費用総額のうち持分決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理した取引から生じた部分の開示を含む)
 - (b) 株式に基づく報酬契約から生じた負債について
 - (i) 期末現在の帳簿価額の合計
 - (ii) 現金又は他の資産に対する相手方の権利が当期末までに確定した負債の、当期末現在の本源的価値の合計

33. 金融商品

【はじめに】

- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」において求められる注記事項は、財政状態計算書及び包括利益計算書の内訳に関する注記を除いては、大きく次の項目に分けられる。この記載順序については IFRS 第 7 号において記載はない。
 - ✓ 金融商品から生じるリスクの内容及び程度
 - 信用リスク
 - 流動性リスク
 - 市場リスク
 - ✓ 公正価値
 - ✓ ヘッジ会計
 - ✓ 金融資産と金融負債の相殺
 - ✓ 金融資産の譲渡
- IFRS 第 7 号によれば、金融商品のクラス別の開示を求めている場合、開示する情報の性質上適切で、当該金融商品の特徴を考慮に入れたクラスに金融商品をグループ化しなければならないとされている（6 項）。また、金融商品のクラスを決定するにあたり、最低でも、次の事項が要求されている（B2 項）。
 - (a) 償却原価で測定する金融商品と公正価値で測定する金融商品を区分
 - (b) 本基準の適用範囲外となる金融商品については別個のクラスとして扱う

(1) リスク管理に関する事項

【はじめに】

- IFRS 第 7 号によれば、報告期間の末日現在で晒されていた金融商品から生じるリスクの内容及び程度を、財務諸表の利用者が評価することができるような情報を開示しなければならないとされている（31 項）。
- 定性的開示として、金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、次の事項を開示しなければならないとされている（33 項）。
 - (a) リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか
 - (b) リスク管理の目的、方針及び手続並びにリスクを測定するために用いている方法
 - (c) 上記における過年度からの変更
- 定量的開示として、金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、次の事項を開示しなければならないとされている（34 項）。
 - (a) 報告期間の末日現在でリスクに晒されている程度に関する定量的データの要約（企業の経営幹部に対して内部的に提供される情報を基礎とする）
 - (b) 上記に従って提供されていない範囲で、信用リスク、流動性リスク、市場リスクの規定により求められる開示

① 金融商品から生じるリスクの内容及び程度（信用リスク）

- IFRS 第 7 号によれば、信用リスクについて、金融商品のクラス別に次の事項を開示しなければならないとされている（36 項）。
 - (a) 報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保及びその他の信用補完は考慮に入れずに、最もよく表す金額（帳簿価額が信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金融商品については必要とされない）

<p>(b) 担保として保有する物件及びその他の信用補完の説明、並びに信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関してのそれらの財務的影響</p> <p>(c) 期日が経過しておらず減損もしていない金融資産の信用度に関する情報</p> <p>➤ 期日経過又は減損した金融資産について、金融商品のクラス別に次の事項を開示しなければならないとされている（37 項）。</p> <p>(a) 報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損はしていない金融資産の年齢分析</p> <p>(b) 報告期間の末日現在で減損していると個別に判定された金融資産の分析（金融資産が減損していると判定する際に企業が検討した要因を含む）</p> <p>➤ 企業が当期中に、担保として保有する物件を所有するか又はその他の信用補完（例えば、保証）を要求することにより、金融資産又は非金融資産を獲得し、当該資産が他の IFRS の認識規準を満たす場合には、報告日現在で保有している当該資産について、次の事項を開示しなければならないとされている（38 項）。</p> <p>(a) 獲得した資産の性質と帳簿価額</p> <p>(b) 当該資産が容易に換金可能でない場合には、当該資産の処分又は事業での使用に関する方針</p>

【表 33-1】 期末日現在で期日が経過しているが、減損はしていない金融資産の年齢分析（説明）

- 上記 IFRS 第 7 号 37 項 (a) の規定に基づき、報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損はしていない金融資産の年齢分析を表形式により開示する例を以下に示している。

(2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	合計	期日経過		
		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超
営業債権及びその他の債権				
その他の金融資産				
合計				

(2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	合計	期日経過		
		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超
営業債権及びその他の債権				
その他の金融資産				
合計				

② 貸倒引当金

- IFRS 第 7 号によれば、金融資産が貸倒れにより減損し、減損を資産の帳簿価額から直接減少させるのではなく、独立した勘定で計上する場合には、企業は金融資産のクラス別に当期中の当該勘定の変動の調整表を開示しなければならないとされている（16 項）。

【表 33-2】 営業債権に対する貸倒引当金の調整表
（説明）

- 上記 IFRS 第 7 号 16 項の規定に基づき、営業債権に対する貸倒引当金の調整表の例を以下に示している。

（単位：百万円）

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
期首残高		
期中増加額		
期中減少額（目的使用）		
期中減少額（戻入れ）		
期末残高		

③ 金融商品から生じるリスクの内容及び程度（流動性リスク）

<p>➤ IFRS 第 7 号によれば、流動性リスクについて、次の事項を開示しなければならないとされている（39 項）。</p> <p>(a) デリバティブ以外の金融負債（発行した金融保証契約を含む）についての満期分析</p> <p>(b) デリバティブ金融負債についての満期分析。この満期分析は、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるデリバティブ金融負債について、残存する契約上の満期を含んでいなければならないとされている</p> <p>(c) 上記に固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明</p>
--

【表 33-3】金融商品から生じるリスクの内容及び程度（流動性リスク）

（説明）

- 上記 IFRS 第 7 号 39 項の規定に基づき、金融負債の満期分析を表形式により開示する例を以下に示している。なお、借手のファイナンス・リース負債に係る期間別内訳に係る注記については、「Ⅲ. 連結財務諸表注記-20. その他の金融負債【表 20-2】」に記載している。

（2015 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	帳簿 価額	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	契約上の キャッシ ュ・フロー 合計
営業債務及びその他の債務					
借入金					
社債					
その他の金融負債					
デリバティブ					
金融保証契約					
合計					

（2016 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	帳簿 価額	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	契約上の キャッシ ュ・フロー 合計
営業債務及びその他の債務					
借入金					
社債					
その他の金融負債					
デリバティブ					
金融保証契約					
合計					

④ 金融商品から生じるリスクの内容及び程度（市場リスク）

- IFRS 第 7 号によれば、市場リスクについて、感応度分析として次の事項を開示しなければならないとされている（40 項）。
 - (a) 報告期間の末日現在で晒されている市場リスクの種類ごとの感応度分析（報告期間の末日において合理的な可能性のある適切なリスク変数の変化によって、純損益及び資本がどれだけ影響を受けるのかを示す）
 - (b) 感応度分析の作成に用いた手法及び仮定
 - (c) 過年度からの手法及び仮定の変更、並びに当該変更の理由
- 企業がリスク変数（例えば、金利及び為替レートなど）間の相互依存性を反映するバリュー・アット・リスク（VaR）のような感応度分析を作成し、金融リスクを管理するために感応度分析を利用する場合、上記 40 項の分析の代わりに当該感応度分析を用いることができる。その場合、次の事項を開示しなければならないとされている（41 項）。
 - (a) 当該感応度分析を作成する際に用いた手法及び提供されるデータの基礎となる主要なパラメーターと仮定の説明
 - (b) 用いた手法の目的、及び関連する資産及び負債の公正価値を完全には反映しない情報を生じる可能性のある制約の説明

(2) 公正価値測定に関する事項

【はじめに】

- IFRS 第 7 号によれば、金融資産及び金融負債のクラスごとに、そのクラスの資産及び負債の公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示しなければならないとされている (25 項)。ただし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合 (例えば、短期の売掛金及び買掛金のような金融商品) には公正価値の開示は必要とされない (29 項(a))。
- IFRS 第 13 号「公正価値測定」において求められる注記事項は、大きく次の項目に分けられる。この記載順序については IFRS 第 13 号において記載はない。
 - ✓ 財政状態計算書における資産又は負債の経常的な公正価値測定
 - ✓ 財政状態計算書における資産又は負債の非経常的な公正価値測定
 - ✓ 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債
- なお、IFRS 第 13 号によれば、資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の IFRS により各報告期間末に財政状態計算書において認識することが要求又は許容されている公正価値測定であるとされている (93 項(a))。
- また、資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他の IFRS により特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求又は許容されている公正価値測定である (例えば、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合) とされている (93 項(a))。
- IFRS 第 13 号によれば、資産及び負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定しなければならないとされている (94 項)。
 - (a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク
 - (b) その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル
- IFRS 第 13 号によれば、他の様式の方が適切な場合は除き、要求している定量的開示を表形式で表示しなければならないとされている (99 項)。

① 財政状態計算書における資産又は負債の経常的な公正価値測定 (全般)

- IFRS 第 13 号によれば、財政状態計算書において経常的に公正価値で測定される資産及び負債のクラスごとに、次の事項を開示しなければならないとされている (93 項)。
 - (a) 報告期間末の公正価値測定
 - (b) 公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル (レベル 1、2 又は 3)
 - (c) 報告日現在で保有している資産又は負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針 (各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区別して開示)
 - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合には、その変更の旨及び変更の理由
- IFRS 第 13 号によれば、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する方針 (例えば、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日、報告期間の期首、報告期間の末日) を開示しなければならないとされている (95 項)。

【表 33-4】 公正価値ヒエラルキーのレベル

(説明)

- 上記 IFRS 第 13 号 93 項 (a) 及び (b) の規定に基づき、報告期間末の公正価値測定と公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル (レベル 1、2 又は 3) を表形式により開示する例を以下に示している。

(2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
負債性金融商品				
デリバティブ				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
その他				
合計				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ				
その他				
合計				

(2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
負債性金融商品				
デリバティブ				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
その他				
合計				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ				
その他				
合計				

② 財政状態計算書における資産又は負債の経常的な公正価値測定（レベル3）

- IFRS 第13号によれば、財政状態計算書において経常的に公正価値で測定される資産及び負債のクラスごとに、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定について、次の事項を開示しなければならないとされている（93項）。
- (d) 公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報（例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用するなど、公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示規定に従うための定量的情報を作成する必要はない）
 - (e) 期首残高から期末残高への調整表（以下に起因する当期中の変動を区別して開示）
 - (i) 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目
 - (ii) その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
 - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（これらを区別して開示）
 - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替又はレベル3からのすべての振替の金額、それらの振替の理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすのかの決定に関する企業の方針（レベル3への振替は、レベル3からの振替とは区別して開示）
 - (f) 純損益に含まれている当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
 - (g) 企業が用いた評価プロセスの説明（例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど）
 - (h) 観察可能でないインプットに関する次の事項
 - (i) 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明
 - (ii) 観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、その旨、それらの変更の影響及びその計算方法

【表 33-5】 レベル 3 の資産及び負債の調整表

(説明)

- 上記 IFRS 第 13 号 93 項 (e) 及び (f) の規定に基づき、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される資産及び負債に係る期首残高から期末残高への調整表及び純損益に含まれている当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額を表形式により開示する例を以下に示している。

(自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期 純損益	その他 の包括 利益	購入	売却	決済	レベル 3 から の振替	期末 残高	純損益に含まれる期 末保有の資産及び負 債の未実現損益
その他の金融資産									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融資産									
デリバティブ									
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産									
資本性金融商品									
合計									
その他の金融負債									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融負債									
デリバティブ									
合計									

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期 純損益	その他 の包括 利益	購入	売却	決済	レベル 3 から の振替	期末 残高	純損益に含まれる期 末保有の資産及び負 債の未実現損益
その他の金融資産									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融資産									
デリバティブ									
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産									
資本性金融商品									
合計									
その他の金融負債									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融負債									
デリバティブ									
合計									

③ 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債

<p>➤ IFRS 第 13 号によれば、財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の各クラスについて、93 項 (b) 及び (d) が要求している次の事項を開示しなければならないとされている (97 項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル (レベル 1、2 又は 3) ✓ 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合には、その変更の旨及び変更の理由
--

【表 33-6】償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値

(説明)

- 上記 IFRS 第 13 号 97 項及び上記 (2) に記載した IFRS 第 7 号 25 項の規定に基づき、公正価値で測定されていない資産及び負債として、償却原価で測定する金融資産及び金融負債の帳簿価額、公正価値及び公正価値ヒエラルキーのレベルを表形式により開示する例を以下に示している。

(2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の金融資産					
長期貸付金					
負債性金融商品					
合計					
長期借入金					
社債					
合計					

(2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の金融資産					
長期貸付金					
負債性金融商品					
合計					
長期借入金					
社債					
合計					

(3) ヘッジ会計に関する事項

【はじめに】

- 本開示例は、「I. はじめに-2. 本開示例について-(2) 本開示例の特徴」に記載のとおり、IFRS 第9号「金融商品」(2013年)のすべての規定を早期適用することを前提として作成している(IFRS 第9号(2013年)はIFRS 第9号(2010年)に主にヘッジ会計を追加したものである)。
- したがって、本開示例におけるヘッジ会計に関する事項は、IFRS 第9号(2013年)の早期適用を前提として作成している。

① ヘッジ会計に関するリスク管理戦略

- IFRS 第7号によれば、ヘッジ会計に関するリスク管理戦略について、次の事項を開示しなければならないとされている(ただし、これらに限定されない)(22B項)。
 - (a) リスク・エクスポージャーをヘッジするために使用しているヘッジ手段(及びそれらをどのように使用しているのか)
 - (b) ヘッジ有効性の評価の目的上、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係を企業がどのように判断しているのか
 - (c) 企業がヘッジ比率をどのように設定しているのか及びヘッジ非有効部分の発生原因は何か

② ヘッジ会計に関する将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

- IFRS 第7号によれば、ヘッジ会計に関する将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について、次の事項を開示しなければならないとされている。
 - ✓ ヘッジ手段の名目金額の時期の概要(23B項(a))
 - ✓ ヘッジ関係にその存続期間中に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因(23D項)
 - ✓ ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の他の発生原因が生じた場合には、それらの発生原因(23E項)
 - ✓ キャッシュ・フロー・ヘッジについて、前期においてヘッジ会計を使用したが発生が見込まれなくなった予定取引(23F項)

③ ヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響(ヘッジ手段)

- IFRS 第7号によれば、ヘッジ手段として指定した項目に関する次の事項を、ヘッジの種類(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ)について、リスク区分ごとに区別して開示しなければならないとされている(24A項)。
 - (a) ヘッジ手段の帳簿価額(金融資産を金融負債と区別して表示)
 - (b) ヘッジ手段を含んでいる財政状態計算書の表示科目
 - (c) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動
 - (d) ヘッジ手段に関連した名目金額(トン又は立方メートルなどの数量を含む)

【表 33-7】ヘッジ手段

(説明)

- 上記(3)③に記載した IFRS 第7号 24A 項の規定に基づき、ヘッジ手段の帳簿価額(資産及び負債)と、名目金額として想定元本を表形式により開示する例を以下に示している。

(2015年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジの種類	リスク区分	ヘッジ手段	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	金利リスク	金利デリバティブ			
	為替リスク	為替デリバティブ			
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利リスク	金利デリバティブ			
	為替リスク	為替デリバティブ			
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	—	為替デリバティブ			
		外貨建借入金			
合計					

(2016年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジの種類	リスク区分	ヘッジ手段	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	金利リスク	金利デリバティブ			
	為替リスク	為替デリバティブ			
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利リスク	金利デリバティブ			
	為替リスク	為替デリバティブ			
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	—	為替デリバティブ			
		外貨建借入金			
合計					

④ ヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響（ヘッジ対象）

- IFRS 第7号によれば、ヘッジ対象に関する次の事項を、ヘッジの各種類について、リスク区分ごとに区別して開示しなければならないとされている（24B項）。
- (a) 公正価値ヘッジ
- (i) 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額（資産を負債と区別して表示）
 - (ii) 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額に含められたヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額（資産を負債と区別して表示）
 - (iii) ヘッジ対象を含んでいる財政状態計算書の表示科目
 - (iv) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動
 - (v) ヘッジ手段の利得及び損失に係る調整を中止したヘッジ対象について財政状態計算書上に残っている公正価値ヘッジ調整の累計額
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ
- (i) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動
 - (ii) 継続しているヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び外貨換算剰余金の残高のうち、ヘッジ有効部分
 - (iii) ヘッジ会計を適用しなくなったヘッジ関係から生じたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び外貨換算剰余金に残っている残高

【表 33-8】ヘッジ対象

(説明)

- 上記 IFRS 第7号 24B 項の規定に基づき、公正価値ヘッジとして指定したヘッジ対象の帳簿価額、財政状態計算書の表示科目及び公正価値ヘッジ調整の累計額を表形式により開示する例を以下に示している。

(2015年3月31日)

(単位：百万円)

リスク区分	財政状態計算書の表示科目	帳簿価額	帳簿価額に含められた公正価値ヘッジ調整の累計額
金利リスク	その他の金融負債		
為替リスク	その他の金融資産		
合計			

(2016年3月31日)

(単位：百万円)

リスク区分	財政状態計算書の表示科目	帳簿価額	帳簿価額に含められた公正価値ヘッジ調整の累計額
金利リスク	その他の金融負債		
為替リスク	その他の金融資産		
合計			

⑤ ヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響（ヘッジ非有効部分等）

- IFRS 第 7 号によれば、次の事項を、ヘッジの各種類についてリスク区分ごとに区別して開示しなければならないとされている（24C 項）。
- (a) 公正価値ヘッジ
 - (i) 純損益又はその他の包括利益に認識したヘッジ非有効部分
 - (ii) 認識したヘッジ非有効部分を含んでいる損益計算書又は包括利益計算書の表示科目
 - (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ
 - (i) その他の包括利益に認識した報告期間のヘッジ損益
 - (ii) 純損益に認識したヘッジ非有効部分
 - (iii) 認識したヘッジ非有効部分を含んでいる損益計算書の表示科目
 - (iv) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は外貨換算剰余金から純損益に組替調整額として振り替えた金額（ヘッジ会計をこれまで適用していたがヘッジしていた将来キャッシュ・フローの発生が見込まれなくなった金額と、ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額とを区別）
 - (v) 組替調整額を含んでいる損益計算書の表示科目

【表 33-9】 キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業体に対する純投資のヘッジに係るその他の資本の構成要素

（説明）

- 上記 IFRS 第 7 号 24C 項の規定に基づき、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて、その他の包括利益に認識した報告期間のヘッジ損益、その他の包括利益から純損益への組替調整額及びその表示科目を表形式により開示する例を以下に示している。

（自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

ヘッジの種類	リスク区分	その他の包括利益に認識したヘッジ損益	その他の包括利益から純損益への組替調整額	組替調整額の表示科目
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利リスク			
	為替リスク			
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	—			
合計				

（自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

ヘッジの種類	リスク区分	その他の包括利益に認識したヘッジ損益	その他の包括利益から純損益への組替調整額	組替調整額の表示科目
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利リスク			
	為替リスク			
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	—			
合計				

(4) 金融資産と金融負債の相殺に関する事項

- IFRS 第7号によれば、IAS 第32号「金融商品：表示」42項に従って相殺されるすべての認識した金融商品及び認識した金融商品のうち強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象であるものについて、報告期間の末日現在で、金融資産及び金融負債を区別して、次の定量的情報を、他の様式の方が適切な場合を除き、表形式で開示しなければならないとされている（13C項）。
 - (a) 認識した金融資産及び金融負債の総額
 - (b) IAS 第32号42項の要件に従って相殺している金額
 - (c) 財政状態計算書に表示している純額
 - (d) 強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象となっている金額のうち、上記(b)に含まれない金額。これには次の金額が含まれる。
 - (i) IAS 第32号42項の相殺要件の一部又は全部を満たさない認識した金融商品に関する金額
 - (ii) 財務担保（現金担保を含む）に関する金額
 - (e) 上記(c)の金額から(d)の金額を控除した後の純額
- IFRS 第7号によれば、定量的情報として開示する強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である認識した金融資産及び金融負債に関する相殺の権利の記述を開示しなければならないとされている（13E項）。

【表 33-10】金融資産と金融負債の相殺

(説明)

- 上記 IFRS 第 7 号 13C 項の規定に基づき、金融資産及び金融負債の相殺に関する定量的情報を表形式により開示する例を以下に示している。

(2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	認識した 総額	相殺金額	財政状態計 算書計上額	財政状態計算 書で相殺され ない金額	純額
その他の金融資産					
デリバティブ					
その他					
合計					
その他の金融負債					
デリバティブ					
その他					
合計					

(2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	認識した 総額	相殺金額	財政状態計 算書計上額	財政状態計算 書で相殺され ない金額	純額
その他の金融資産					
デリバティブ					
その他					
合計					
その他の金融負債					
デリバティブ					
その他					
合計					

(5) 認識の中止に関する事項

① 金融資産の譲渡（全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産）

- IFRS 第 7 号によれば、金融資産を譲渡している場合に、全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産の各クラスについて、次の事項を開示しなければならないとされている（42D 項）。
- (a) 譲渡した資産の内容
 - (b) 企業が晒されている所有に係るリスク及び経済価値の内容
 - (c) 譲渡資産とそれに関連する負債との間の関係の内容の説明（その譲渡により生じた、報告企業が譲渡資産を利用することに対する制約）
 - (d) 関連する負債の相手方が譲渡資産のみに遡求権を有している場合には、譲渡資産の公正価値、関連する負債の公正価値及び正味のポジション（譲渡資産とそれに関連する負債との間の公正価値の差額）を示す表
 - (e) 譲渡資産の全部の認識を継続する場合には、譲渡資産及び関連する負債の帳簿価額
 - (f) 継続的関与の範囲で資産の認識を継続する場合には、譲渡前における従前の資産の合計帳簿価額、企業が認識を継続する資産の帳簿価額、及び関連する負債の帳簿価額

② 金融資産の譲渡（全体が認識の中止となる譲渡金融資産）

- IFRS 第 7 号によれば、譲渡金融資産の全体について認識の中止を行うが、継続的関与を有している場合に、継続的関与の形態ごとに、次の事項を開示しなければならないとされている（42E 項）。
- (a) 財政状態計算書に認識され、認識の中止をした金融資産に対する継続的関与を表す資産及び負債の帳簿価額、並びに当該資産及び負債の帳簿価額を認識している表示科目
 - (b) 認識の中止をした金融資産に関する継続的関与を表す資産及び負債の公正価値
 - (c) 認識の中止をした金融資産に対する継続的関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額、及び損失に対する最大エクスポージャーの算定方法を示す情報
 - (d) 認識の中止をした金融資産を買い戻すのに必要となる割引前キャッシュ・フロー（例えば、オプション契約における行使価格）又は譲渡資産に関して譲受人に支払うべきその他の金額
 - (e) 認識の中止をした金融資産を買い戻すのに必要となる割引前キャッシュ・フロー又は譲渡資産に関して譲受人に支払うべきその他の金額の満期分析
 - (f) 上記で要求されている定量的開示の説明及び裏付けとなる定性的情報

③ 金融資産の譲渡（継続的関与）

- IFRS 第 7 号によれば、継続的関与の形態ごとに、次の事項を開示しなければならないとされている（42G 項）。
- (a) 資産の譲渡日に認識した利得又は損失
 - (b) 認識の中止をした金融資産に対する継続的関与から生じた、報告期間と累計の両方の、認識した収益及び費用（例えば、デリバティブの公正価値の変動）
 - (c) ある報告期間における譲渡活動（認識の中止の要件を満たすもの）による収入の総額が、報告期間を通じて均等に分布していない場合（例えば、譲渡活動の

- 総額の相当部分が報告期間の末日に発生している場合)には、次の事項
- (i) 最大の譲渡活動が当報告期間中のいつ発生したか (例えば、報告期間の末日前の 5 日間)
 - (ii) 報告期間の当該部分での譲渡活動により認識した金額 (例えば、関連する利得又は損失)
 - (iii) 報告期間の当該部分での譲渡活動による収入の総額

34. オペレーティング・リース（オペレーティング・リースの借手）

- IAS 第 17 号「リース」によれば、オペレーティング・リースの借手は、オペレーティング・リースについて、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の規定を適用することに加えて、次の各期間について解約不能オペレーティング・リース契約の下での将来の最低リース料総額の合計を開示しなければならないとされている（35 項(a)）。
 - (i) 1 年以内
 - (ii) 1 年超 5 年以内
 - (iii) 5 年超
- IAS 第 17 号によれば、オペレーティング・リースの借手は、オペレーティング・リースについて、報告期間の末日時点で、解約不能サブリース契約の下で受け取ると予想される将来の最低サブリース料の合計を開示しなければならないとされている（35 項(b)）。
- また、報告期間の費用に認識したリース料及びサブリース料を、以下の各項目に区分して開示しなければならないとされている（35 項(c)）。
 - ✓ 最低リース料総額
 - ✓ 変動リース料の金額
 - ✓ サブリース料の金額
- IAS 第 17 号によれば、オペレーティング・リースの借手は、重要なオペレーティング・リース契約に関する一般的な記述を開示しなければならないとされ、その記述には少なくとも次の事項を含むこととされている（35 項(d)）。
 - (i) 支払うべき変動リース料の算定の基礎
 - (ii) 更新又は購入選択権及びエスカレーション条項の有無と条件
 - (iii) リース契約により課された制限（配当、追加借入及び追加のリースに関する制限など）

【表 34】解約不能オペレーティング・リースの下での将来の最低リース料総額
（説明）

○ 上記 IAS 第 17 号 35 項(a)の規定に基づき、解約不能オペレーティング・リースの下での将来の最低リース料総額を表形式で開示する例を以下に示している。

（単位：百万円）

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
1 年以内		
1 年超 5 年以内		
5 年超		
合計		

35. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

- IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」によれば、親会社とその子会社の間の関係は、それらの間で取引があったかどうかにかかわらず、開示しなければならないとされている（13 項）。
- IAS 第 24 号によれば、企業が財務諸表の開示対象期間に関連当事者との取引をしていた場合には、関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を利用者が理解するのに必要となる、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報及び関連当事者との関係の内容を開示しなければならないとされている。また、開示には最低でも次の項目が含まれていなければならないとされている（18 項）。
 - (a) 取引の金額
 - (b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額と
 - (i) それらの契約条件（担保が設定されているかどうかなど）及び決済に用いられる対価の内容
 - (ii) 付与している又は付与されている保証の詳細
 - (c) 未決済残高に対する貸倒引当金
 - (d) 関連当事者に対する不良債権について期中に認識した費用
- また、上記で求められている開示は、次の各項目について個別に行わなければならないとされている（19 項）。
 - (a) 親会社
 - (b) 企業に対して重要な影響力を有する企業
 - (c) 子会社
 - (d) 関連会社
 - (f) 企業又はその親会社の経営幹部
 - (g) その他の関連当事者
- IAS 第 24 号では、関連当事者との取引となる場合に開示される次の取引を例示している（21 項）。
 - (a) 物品（完成品又は未完成品）の購入又は販売
 - (b) 不動産及びその他の資産の購入又は販売
 - (c) サービスの提供又は受領
 - (d) リース
 - (e) 研究・開発の移転
 - (f) ライセンス契約による移転
 - (g) 財務契約による移転（借入れ及び金銭出資又は現物出資を含む）
 - (h) 保証又は担保の提供
 - (i) 未履行契約を含めて、将来において特定の事象が発生した場合又は発生しなかった場合に、何かを行うコミットメント（認識されているもの及び認識されていないもの）
 - (j) 企業に代わって行う負債の決済又は当該関連当事者に代わって企業が行う負債の決済

【表 35-1】 関連当事者との取引

(説明)

- 上記 IAS 第 24 号 18 項の規定に基づき、関連当事者との取引として、関連会社との物品の販売を表形式により開示する例を以下に示している。

(自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

関連当事者の種類	取引内容	取引金額	未決済残高	未決済残高に関する貸倒引当金
関連会社	物品の販売			

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

関連当事者の種類	取引内容	取引金額	未決済残高	未決済残高に関する貸倒引当金
関連会社	物品の販売			

(2) 経営幹部に対する報酬

➤ IAS 第 24 号によれば、経営幹部の報酬の合計及び次の項目に当てはまる各々について開示しなければならない(17 項)。

- (a) 短期従業員給付
- (b) 退職後給付
- (c) その他の長期給付
- (d) 解雇給付
- (e) 株式に基づく報酬

【表 35-2】 経営幹部に対する報酬

(説明)

- 上記 IAS 第 24 号 17 項の規定に基づき、「短期従業員給付」、「退職後給付」、「株式に基づく報酬」について表形式により開示する例を以下に示している。

(単位：百万円)

	自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日	自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日
短期従業員給付		
退職後給付		
株式に基づく報酬		
合計		

36. コミットメント

【開示規定】

- 次の IFRS の各基準において、コミットメントの開示が求められている。
 - ✓ IAS 第 16 号「有形固定資産」によれば、有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントの金額について開示しなければならないとされている（74 項(c)）。
 - ✓ IAS 第 38 号「無形資産」によれば、無形資産の取得に関する契約上のコミットメントの金額について開示しなければならないとされている（122 項(e)）。
 - ✓ IAS 第 40 号「投資不動産」によれば、投資不動産の購入、建設若しくは開発又は修繕、維持若しくは改良のための契約上の義務について開示しなければならないとされている（75 項(h)）。

【表 36】コミットメント

（説明）

- 上記 IAS 第 16 号 74 項(c)及び IAS 第 38 号 122 項(e)の規定に基づくコミットメントの金額について、複数のコミットメントをまとめて表形式により開示する例を以下に示している。

（単位：百万円）

	2015 年 3 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメント		
無形資産の取得に関する契約上のコミットメント		

37. 偶発事象

(1) 偶発負債

① IAS 第 37 号における規定

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」によれば、決済における流出の可能性がほとんどない場合を除き、報告期間の末日における偶発負債の種類ごとに、偶発負債の内容についての簡潔な説明を開示し、実務上可能な場合には、次の事項も開示しなければならないとされている（86 項）。
 - (a) 偶発負債の財務上の影響の見積額
 - (b) 流出の金額又は時期に関する不確実性の指標
 - (c) 補填の可能性
- IAS 第 37 号によれば、引当金と偶発負債が同じ状況の組合せから発生している場合には、上記の開示を引当金と偶発負債の関連性を示す方法で行うとされている（88 項）。また、上記の開示が、実務上不可能であるとの理由で開示していない場合には、その旨を記述しなければならないとされている（91 項）。
- IAS 第 37 号によれば、極めて稀な場合ではあるが、偶発負債に関する開示が、他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予想される場合には開示する必要はないが、係争の全般的な内容、情報を開示しなかった旨及びその理由を開示しなければならないとされている（92 項）。

② その他の基準における偶発負債に関する規定

- IAS 第 12 号「法人所得税」によれば、IAS 第 37 号に従って、税金関連の偶発負債を開示しなければならないとされている（88 項）。
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」によれば、IAS 第 37 号に従って、損失の可能性が極めて低い場合を除き、関連会社への関与に関連して負っている偶発負債（関連会社に対して重要な影響力を有する他の投資者と共同で負っている偶発負債に対する持分を含む）を他の偶発負債の金額とは区分して開示しなければならないとされている（23 項(b)）。

(2) 偶発資産

① IAS 第 37 号における規定

- IAS 第 37 号によれば、経済的便益の流入の可能性が高い場合には、報告期間の末日における偶発資産の簡潔な内容を開示するとともに、実務上可能なときには、偶発資産の財務上の影響の見積額を開示しなければならないとされている（89 項）。
- 上記の開示が、実務上不可能であるとの理由で開示していない場合には、その旨を記述しなければならないとされている（91 項）。
- IAS 第 37 号によれば、極めて稀な場合ではあるが、偶発資産に関する開示が、他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予想される場合には開示する必要はないが、係争の全般的な内容、情報を開示しなかった旨及びその理由を開示しなければならないとされている（92 項）。

② その他の基準における偶発資産に関する規定

- IAS 第 12 号によれば、IAS 第 37 号に従って、税金関連の偶発資産を開示しなければならないとされている（88 項）。

38. 後発事象

(1) 修正を要しない後発事象の開示

- IAS 第 10 号「後発事象」によれば、修正を要しない後発事象については、その重要性のある区分ごとに、次の事項を開示しなければならないとされている（21 項）。
 - (a) 当該事象の内容
 - (b) 財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨の記述
- IAS 第 10 号によれば、修正を要しない後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の発行の承認日との間に発生する事象（企業にとって有利な事象と不利な事象の双方）のうち、報告期間後に発生した状況を示す事象である（3 項(b)）。なお、IAS 第 10 号によれば、一般的に開示されることになるであろう修正を要しない後発事象の例として以下が挙げられている（22 項）。
 - (a) 報告期間後の大規模な企業結合又は主要な子会社の処分
 - (b) 事業を継続しないという計画の公表
 - (c) 資産の大規模な購入、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従った売却目的保有への資産の分類、資産のその他の処分、又は主要な資産の政府による収用
 - (d) 報告期間後の火災による主要生産設備の損壊
 - (e) 大規模なリストラクチャリングの発表又は着手
 - (f) 報告期間後の大規模な普通株式及び潜在的普通株式取引
 - (g) 報告期間後における資産の価格又は外国為替レートの異常に大きな変動
 - (h) 報告期間後に制定又は発表された税率又は税法の変更で、当期税金及び繰延税金の資産・負債に重要な影響を及ぼすもの
 - (i) 多額の保証の発行等、重要なコミットメント又は偶発負債の発生
 - (j) 報告期間後に発生した事象から生じた重要な訴訟の開始

(2) 開示（注記事項）の更新

- IAS 第 10 号によれば、報告期間の末日現在で存在していた状況について、報告期間後に情報を得た場合、当該新情報に照らして、報告期間の末日現在で存在していた状況に関する開示（注記事項）を更新しなければならないとされ、以下の例が挙げられている（19 項、20 項）。
 - ✓ 報告期間の末日現在で存在していた偶発負債について、報告期間後に関連する証拠が入手可能になった場合、当該新たに入手した証拠に照らして、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」による引当金の認識又は変更をすべきか否かの検討を行うとともに、偶発負債についての開示を更新する。

(3) 他の基準における修正を要しない後発事象に関する規定

- IAS 第 12 号「法人所得税」によれば、報告期間後に税率又は税法の変更が制定又は発表された場合、当該変更が当期税金資産・負債及び繰延税金資産・負債に及ぼす重要な影響を開示しなければならないとされている（88 項）。
- IAS 第 33 号「1 株当たり利益」によれば、報告期間後に発生したが、取引が報告期間の末日前に発生していたとしたら当該期間の末日時点の発行済普通株式数又は潜在的普通株式数を大きく変動させていたであろう普通株式取引又は潜在的普通株式取引について説明しなければならないとされている（70 項(d)）。
- IFRS 第 3 号「企業結合」によれば、報告期間の末日と財務諸表の発行の承認日との間の期間に生じた企業結合の内容及び財務上の影響を、取得企業が開示しなければ

ならないとされている（59 項(b)）。具体的には、企業結合の取得日が報告期間の末日と財務諸表の発行の承認日との間である場合に、IFRS 第 3 号 B64 項に定められている情報（「Ⅲ. 連結財務諸表注記-7. 企業結合（1）」参照）を開示しなければならないとされている（B66 項）。

- なお、IFRS 第 3 号によれば、財務諸表の発行の承認日において企業結合の当初の会計処理が完了していない場合は上記の開示規定の例外とされている。その場合、取得企業は、どの開示ができなかったのか、なぜできないのかの理由を説明しなければならないとされている（B66 項）。

(参考) IFRS 任意適用における初度適用

【はじめに】

- 本開示例は、「I. はじめに—2. 本開示例について—(3) 本開示例の構成」に記載のとおり、IFRS に基づく継続的な開示を行っている企業を前提とした連結財務諸表の開示例を記載しているが、IFRS への移行を検討している企業の実務の参考として、以下において、IFRS の初度適用に関連する開示規定及び注記の開示例を示している。

(1) 比較情報

- IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」によれば、最初のIFRS財務諸表は、少なくとも3つの財政状態計算書、2つの損益計算書、2つの包括利益計算書、2つのキャッシュ・フロー計算書及び2つの持分変動計算書並びに関連する注記(表示するすべての計算書に係る比較情報を含む)を含んでいなければならないとされている(21項)。

(2) IFRS への移行

① IFRS への移行についての説明及び調整表

- IFRS 第1号によれば、従前の会計原則からIFRSへの移行が、報告された財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響したのかを説明しなければならないとされている(23項)。
- IFRS 第1号によれば、最初のIFRS財務諸表は、次のものを含んでいなければならないとされている(24項)。
 - (a) 次の両方の日付について、従前の会計原則に従って報告されていた資本から、IFRSに準拠した資本への調整表
 - (i) IFRS移行日
 - (ii) 従前の会計原則に従った直近の年次財務諸表に表示されている最終期間の末日
 - (b) 直近の年次財務諸表における最終期間についてIFRSに準拠した包括利益合計額への調整表(この調整の出発点は、従前の会計原則に従った同じ期間に係る包括利益合計額としなければならない)
 - (c) IFRS開始財政状態計算書を作成する際に初めて減損損失を認識するか又は戻し入れた場合には、IFRS移行日に開始する期間にそれらの減損損失又は戻し入れを認識していたとすればIAS第36号「資産の減損」で求められていたであろう開示
- IFRS 第1号によれば、24項(a)及び(b)で求められている調整表は、利用者が財政状態計算書及び包括利益計算書に対する重要な修正を理解できるようにするのに十分な詳細を示さなければならないとされている。また、キャッシュ・フロー計算書に対する重要な修正も説明しなければならないとされている(25項)。

② 特定の免除規定を適用した場合の開示

- IFRS 第1号によれば、IFRS開始財政状態計算書において、有形固定資産、投資不動産又は無形資産の項目について公正価値をみなし原価としている場合、IFRS開始財政状態計算書の各項目について、公正価値の総額、従前の会計原則における帳簿価額に対する修正の総額を開示しなければならないとされている(30項)。

【表（参考）】IFRS への移行についての説明及び調整表
（説明）

- 上記（１）に記載した IFRS 第 1 号 21 項の規定に基づき、以下の連結財務諸表本表及び注記を記載していることを前提としている。
 - ✓ 3つの財政状態計算書
 - 2014年4月1日（IFRS移行日）現在
 - 2015年3月31日現在
 - 2016年3月31日現在
 - ✓ 2つの損益計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書
 - 2014年度（自2014年4月1日 至2015年3月31日）
 - 2015年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）
 - ✓ 上記の連結財務諸表本表に関連する注記
- その上で、上記（２）①に記載した IFRS 第 1 号 24 項(a)及び(b)の規定に基づき、以下の資本に対する調整表及び包括利益に対する調整表の例を示している。
 - ✓ 資本に対する調整表
 - 2014年4月1日（IFRS移行日）現在
 - 2015年3月31日現在
 - ✓ 包括利益に対する調整表
 - 2014年度（自2014年4月1日 至2015年3月31日）
- なお、本開示例では、2014年4月1日現在及び2015年3月31日現在の資本に対する調整において、便宜上、日本基準の表示科目として「非支配株主持分」を使用している。
- IFRS 第 1 号では、調整表において開示すべき具体的な調整項目は挙げられていない。ここでは、実例を参考に、資本及び包括利益に関する調整をまとめて、「（１）金融商品」から「（７）表示組替」までの調整項目を示している。

2014年4月1日（IFRS移行日）現在の資本に対する調整

（単位：百万円）

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金						現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						営業債権及びその他の債権
たな卸資産						棚卸資産
短期貸付金						その他の金融資産
その他						その他の流動資産
貸倒引当金						
						（小計）
						売却目的で保有する資産
流動資産合計						流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産						有形固定資産
無形固定資産						のれん
						無形資産
						投資不動産
投資有価証券						持分法で会計処理されている投資
長期貸付金						その他の金融資産
繰延税金資産						繰延税金資産
その他						その他の非流動資産
貸倒引当金						
固定資産合計						非流動資産合計
資産合計						資産合計

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定 の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金						営業債務及びその他の債務
短期借入金						社債及び借入金
1年内償還予定の社債						
リース債務						その他の金融負債
未払法人税等						未払法人所得税等
製品保証引当金						引当金
資産除去債務						
その他						その他の流動負債
						(小計)
						売却目的で保有する資産に直接関連する負債
流動負債合計						流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債						社債及び借入金
長期借入金						
リース債務						その他の金融負債
退職給付に係る負債						退職給付に係る負債
製品保証引当金						引当金
資産除去債務						
繰延税金負債						繰延税金負債
その他						その他の非流動負債
固定負債合計						非流動負債合計
負債合計						負債合計

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
純資産の部						資本
資本金						資本金
資本剰余金						資本剰余金
利益剰余金						利益剰余金
自己株式						自己株式
その他の包括利益 累計額						その他の資本の構成 要素
新株予約権						
						親会社の所有者に帰 属する持分合計
非支配株主持分						非支配持分
純資産合計						資本合計
負債純資産合計						負債及び資本合計

2015年3月31日現在の資本に対する調整

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金						現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						営業債権及びその他の債権
たな卸資産						棚卸資産
短期貸付金						その他の金融資産
その他						その他の流動資産
貸倒引当金						
						(小計)
						売却目的で保有する資産
流動資産合計						流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産						有形固定資産
無形固定資産						のれん
						無形資産
						投資不動産
投資有価証券						持分法で会計処理されている投資
長期貸付金						その他の金融資産
繰延税金資産						繰延税金資産
その他						その他の非流動資産
貸倒引当金						
固定資産合計						非流動資産合計
資産合計						資産合計

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金						営業債務及びその他の債務
短期借入金						社債及び借入金
1年内償還予定の社債						
リース債務						その他の金融負債
未払法人税等						未払法人所得税等
製品保証引当金						引当金
資産除去債務						
その他						その他の流動負債
						(小計)
						売却目的で保有する資産に直接関連する負債
流動負債合計						流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債						社債及び借入金
長期借入金						
リース債務						その他の金融負債
退職給付に係る負債						退職給付に係る負債
製品保証引当金						引当金
資産除去債務						
繰延税金負債						繰延税金負債
その他						その他の非流動負債
固定負債合計						非流動負債合計
負債合計						負債合計

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
純資産の部						資本
資本金						資本金
資本剰余金						資本剰余金
利益剰余金						利益剰余金
自己株式						自己株式
その他の包括利益 累計額						その他の資本の構成 要素
新株予約権						
						親会社の所有者に帰 属する持分合計
非支配株主持分						非支配持分
純資産合計						資本合計
負債純資産合計						負債及び資本合計

包括利益に対する調整（自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日）

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
売上高						売上収益
売上原価						売上原価
売上総利益						売上総利益
販売費及び一般管理費						販売費及び一般管理費
						その他の収益
						その他の費用
営業利益						営業利益
営業外収益						
営業外費用						
特別利益						
特別損失						
						金融収益
						金融費用
						持分法による投資利益
税金等調整前当期純利益						税引前利益
法人税、住民税及び事業税						法人所得税費用
法人税等調整額						
当期純利益						当期利益
						当期利益の帰属
						親会社の所有者
非支配株主に帰属する当期純利益						非支配持分
親会社株主に帰属する当期純利益						

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定 の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
当期純利益						当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
						純損益に振り替えら れることのない項目
退職給付に係る調 整額						確定給付制度の再測 定
その他有価証券評 価差額金						その他の包括利益を 通じて測定するもの として指定した資本 性金融商品の公正価 値の純変動額
持分法適用会社 に対する持分相当額						持分法適用会社によ るその他の包括利益
						純損益に振り替えら れる可能性のある項目
為替換算調整勘定						在外営業活動体の外 貨換算差額
繰延ヘッジ損益						キャッシュ・フロー・ ヘッジの有効部分
						持分法適用会社によ るその他の包括利益
その他の包括利益 合計						税引後その他の包括利 益合計
包括利益						当期包括利益
(内訳)						当期包括利益の帰属
親会社株主に係る 包括利益						親会社の所有者
非支配株主に係る 包括利益						非支配持分

資本及び包括利益に対する調整に関する注記

- (1) 金融商品に対する調整
- (2) 有形固定資産に対する調整
- (3) のれん及び無形資産に対する調整
- (4) 従業員給付に対する調整
- (5) 法人所得税に対する調整
- (6) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	2014年4月1日	2015年3月31日
金融商品に対する調整 ((1) 参照)		
有形固定資産に対する調整 ((2) 参照)		
のれん及び無形資産に対する調整 ((3) 参照)		
従業員給付に対する調整 ((4) 参照)		
法人所得税に対する調整 ((5) 参照)		
利益剰余金に対する調整合計		

- (7) 表示組替

IV. 参考資料

1. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第9号「金融商品」)

【はじめに】

- 本開示例は、「I. はじめに-2. 本開示例について-(2) 本開示例の特徴」に記載のとおり、原則として、2016年3月31日時点で強制適用されているIFRSに基づいて作成している。
- この前提をIFRSの金融商品会計基準に当てはめると、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」が強制適用されている基準となるが、IAS第39号は、次のとおり、IFRS第9号「金融商品」へと段階的に移管する改訂が行われてきた。
 - ✓ IFRS第9号(2009年)：金融資産の分類及び測定について改訂(2009年11月公表)
 - ✓ IFRS第9号(2010年)：IFRS第9号(2009年)に加えて、主に金融負債の分類について改訂(2010年10月公表)
 - ✓ IFRS第9号(2013年)：IFRS第9号(2010年)に加えて、主にヘッジ会計について改訂(2013年11月公表)
 - ✓ IFRS第9号(2014年)：IFRS第9号(2013年)に加えて、金融資産の分類及び測定の一部並びに減損について改訂(2014年7月公表)(※) 2014年7月のIFRS第9号の公表をもってその改訂作業が完了している。
- 我が国のIFRS任意適用企業においては、IFRS第9号(2010年又は2013年)を早期適用している例が本開示例公表時点において多く見られる。また、IAS第39号は、ヘッジ会計を除き、2018年1月1日以後開始する事業年度から廃止されることとなる。以上を踏まえ、本開示例では、IFRS第9号(2013年)の早期適用を前提として作成している。
- 一方で、IFRS第9号(2014年)は2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている(IFRS第9号(2014年)7.1.1項)ことから、以下において、IFRS第9号(2014年)の減損規定を適用した場合の、IFRS第7号「金融商品：開示」における開示規定を示している。

(1) 損失評価引当金

- IFRS第7号によれば、IFRS第9号に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の帳簿価額は、損失評価引当金を減額せず、損失評価引当金を財政状態計算書において金融資産の帳簿価額の減額として独立表示してはならないが、損失評価引当金を財務諸表注記において開示しなければならない(16A項)。

(2) 信用リスク

【信用リスク管理実務】

- IFRS第7号によれば、信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するののかという観点で、次の事項を開示しなければならない(35F項)。
 - (a) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかをどのように判定したのか。これには、以下に該当するののかどうか及びどのように該当するのかが含まれる。
 - (i) 金融商品がIFRS第9号に従って信用リスクが低いと考えられる
 - (ii) IFRS第9号における、金融資産が30日超の期日経過である場合には、当初認識以降の信用リスクの著しい増大があるとする推定が反証された

IV. 参考資料

- (b) 企業による債務不履行の定義（その定義を選択した理由を含む）
 - (c) 予想信用損失を集合的ベースで測定した場合には、金融商品をどのようにグループ分けしたのか
 - (d) 金融資産が信用減損した金融資産であることをどのように判定したのか
 - (e) 直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）
 - (f) IFRS 第 9 号における金融資産の契約上のキャッシュ・フローの改変に関する規定をどのように適用したのか（以下を含む）
 - (i) 損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されていた間に条件変更された金融資産に係る信用リスクが、損失評価引当金が IFRS 第 9 号に従って 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定されるところまで戻る程度に改善したという判断
 - (ii) (i)の要件に該当する金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後 IFRS 第 9 号に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で再測定されるのかの監視
- さらに、IFRS 第 9 号の減損の規定を適用するために用いるインプット、仮定及び見積りについて、次の事項を開示しなければならない（35G 項）。
- (a) インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法
 - (i) 12 か月及び全期間の予想信用損失の測定
 - (ii) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかの判定
 - (iii) 金融資産が信用減損金融資産なのかどうかの判定
 - (b) 将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか（マクロ経済情報の使用を含む）
 - (c) 報告期間中に行った見積技法又は重要な仮定の変更及び当該変更の理由
- 【予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報及び定性的情報】**
- IFRS 第 7 号によれば、金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、表形式で、以下についての当期中の変動を区分して、提供しなければならない（35H 項）。
- (a) 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
 - (b) 以下について、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している（ただし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）金融資産
 - (iii) IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権
 - (c) 購入又は組成した信用減損金融資産（調整表に加えて、当報告期間中に当初認識した金融資産に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を開示しなければならない）
- 当期中の金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの情報を、35H 項(a)から(c)に列挙した損失評価引当金を表す金融商品について区分して提供しなければならない。損失評価引当金の変動に寄与

IV. 参考資料

した金融商品の総額での帳簿価額の変動には、次のものが含まれる場合がある（35I 項）。

- (a) 当報告期間中に組成又は購入した金融商品による変動
 - (b) 金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更のうち IFRS 第 9 号に従って当該金融資産の認識の中止を生じないもの
 - (c) 当報告期間中に認識の中止が行われた金融商品（直接償却されたものを含む）による変動
 - (d) 損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のどちらに等しい金額で測定されるのかによって生じた変動
- 認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響に関して、次の事項を開示しなければならない（35J 項）。
- (a) 当期中に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に契約上のキャッシュ・フローの条件変更が行われた金融資産について、条件変更前の償却原価及び認識した条件変更による利得又は損失
 - (b) 当初認識以降に損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変更され、当報告期間中に損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間の末日現在の総額での帳簿価額
- 担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響に関して、金融商品のクラス別に以下を開示しなければならない（35K 項）。
- (a) 当報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保又は他の信用補完を考慮に入れずに、最もよく表す金額
 - (b) 保証として保有している担保及び他の信用補完の説明的な記述（以下を含む）
 - (i) 保有している担保の内容及び質の記述
 - (ii) 悪化の結果としての当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当報告期間中の担保方針の変動の説明
 - (iii) 担保があることにより企業が損失評価引当金を認識しなかった金融商品に関する情報
 - (c) 報告日時点で信用減損している金融資産について、保証として保有している担保及び他の信用補完に関する定量的情報
- 当報告期間中に直接償却して依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高を開示しなければならない（35L 項）。

【信用リスク・エクスポージャー】

- 信用リスク格付けごとに、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを、以下の金融商品について区分して開示しなければならない（35M 項）。
- (a) 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融商品
 - (b) 損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していて、以下に該当する金融商品
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している金融資産（ただし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）

IV. 参考資料

(iii) IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権(引当マトリクスを基礎とする情報により提供することができる(35N 項))

(c) 購入又は組成した信用減損金融資産

➤ IFRS 第 9 号の減損の規定が適用されないすべての金融商品について、金融商品のクラス別に次の事項を開示しなければならない(36 項)。

(a) 報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保及びその他の信用補完は考慮に入れずに、最もよく表す金額

(b) 担保として保有する物件及びその他の信用補完の説明、並びに信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関してのそれらの財務的影響

IV. 参考資料

2. 早期適用が可能である主な新基準における開示規定 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)

【はじめに】

- 本開示例は、「I. はじめに—2. 本開示例について—(2) 本開示例の特徴」に記載のとおり、原則として、2016年3月31日時点で強制適用されているIFRSに基づいて作成している。
- したがって、IFRSの収益認識に関する会計基準としては、IAS第11号「工事契約」及びIAS第18号「収益」が同日時点で強制適用されている基準となり、本開示例もIAS第11号及びIAS第18号の適用を前提として作成している。
- 一方で、IFRSの収益認識に関する会計基準の改訂が進められ、2014年5月にIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が公表されている。
- IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められていることから、以下において、IFRS第15号を適用した場合の開示規定を示している。

(1) 顧客との契約

【顧客との契約から認識した収益の金額等】

- 次の事項を開示しなければならない。ただし、当該金額が他の基準に従って損益計算書に区分表示されている場合は除く(113項)。
 - (a) 顧客との契約から認識した収益(他の源泉の収益と区別して開示)
 - (b) 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失(他の契約からの減損損失と区別して開示)

【収益の分解】

- 顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解しなければならない(114項)。
- 分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報(企業がIFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合)との間の関係を示す情報を開示しなければならない(115項)。
- 適切である可能性の区分の例として、次のものがあるが、これらに限定されない(B89項)。
 - (a) 財又はサービスの種類(例えば、主要な製品ライン)
 - (b) 地理的区分(例えば、国や地域)
 - (c) 市場又は顧客の種類(例えば、政府と政府以外の顧客)
 - (d) 契約の種類(例えば、固定価格と実費精算契約)
 - (e) 契約の存続期間(例えば、短期契約と長期契約)
 - (f) 財又はサービスの移転の時期(例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益)
 - (g) 販売経路(例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財)

【契約残高】

- 次のすべてを開示しなければならない(116項)。

IV. 参考資料

- (a) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高（区分して表示又は開示していない場合）
 - (b) 当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの
 - (c) 当報告期間に、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（例えば、取引価格の変動）
- 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか、及びそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明しなければならない（117項）。
 - 当報告期間中の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動を説明しなければならない（この説明には、定性的情報と定量的情報を含める）（118項）。

【履行義務】

- 顧客との契約における履行義務に関して次の情報を開示しなければならない（119項）。
 - (a) 履行義務を充足する通常の時点（例えば、出荷時、引渡時、サービスの完了時など）
 - (b) 重大な支払条件
 - (c) 移転を約束した財又はサービスの内容
 - (d) 返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務
 - (e) 製品保証及び関連する義務の種類

【残存履行義務に配分した取引価格】

- 残存履行義務に関して次の情報を開示しなければならない（120項）。
 - (a) 報告期間末現在で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額
 - (b) (a)に従って開示した金額をいつ収益として認識すると見込んでいるのかの説明。これについては以下のいずれかの方法で開示しなければならない。
 - (i) 残存履行義務の残存期間に最も適した期間帯を使用した定量的ベースによる方法
 - (ii) 定性的情報を使用した方法
- 実務上の便法として、次の条件のいずれかに該当する場合には、履行義務についての上記120項の情報を開示する必要はない（121項）。
 - (a) 当該履行義務が、当初の予想期間が1年以内の契約の一部である。
 - (b) 当該履行義務の充足から生じる収益をアウトプット法における実務上の便法（B16項）に従って認識している。
- 上記121項における実務上の便法を適用しているかどうか、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていない（したがって、120項に従って開示した情報に含まれていない）ものがあるかどうかを定性的に説明しなければならない（122項）。

(2) IFRS 第15号の適用における重要な判断

【履行義務の充足の時期の決定】

- 一定の期間にわたり充足する履行義務について、以下の両方を開示しなければならない（124項）。

IV. 参考資料

- (a) 収益を認識するために使用した方法（例えば、使用したアウトプット法又はインプット法の記述及び当該方法をどのように適用しているのか）
- (b) その使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由の説明
- 一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を顧客がいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断を開示しなければならない（125 項）。

【取引価格及び履行義務への配分額の算定】

- 次のすべてについて使用した方法、インプット及び仮定に関する情報を開示しなければならない（126 項）。
 - (a) 取引価格の算定（変動対価の見積り、対価の貨幣の時間価値の影響についての調整等）
 - (b) 変動対価の見積りが制限されるのかどうかの評価
 - (c) 取引価格の配分（約束した財又はサービスの独立販売価格の見積り及び契約の特定の部分への値引き及び変動対価の配分を含む）
 - (d) 返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務の測定

（3）顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

【契約コストから認識した資産】

- 次の両方を記述しなければならない（127 項）。
 - (a) 顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストの金額を算定する際に行った判断
 - (b) 各報告期間に係る償却の決定に使用している方法
- 次の両方を開示しなければならない（128 項）。
 - (a) 顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識した資産について、資産の主要区分別（例えば、顧客との契約の獲得のためのコスト、契約前コスト及びセットアップコスト）の期末残高
 - (b) 当報告期間に認識した償却及び減損損失の金額

（4）実務上の便法

【実務上の便法を使用している旨】

- 重要な金融要素の存在に関して又は契約獲得の増分コストに関してのいずれかにおける実務上の便法を選択する場合には、その旨を開示しなければならない（129 項）。